

研修員受入事業調査

— ちり都市システム開発 —

1999年12月

JICA LIBRARY

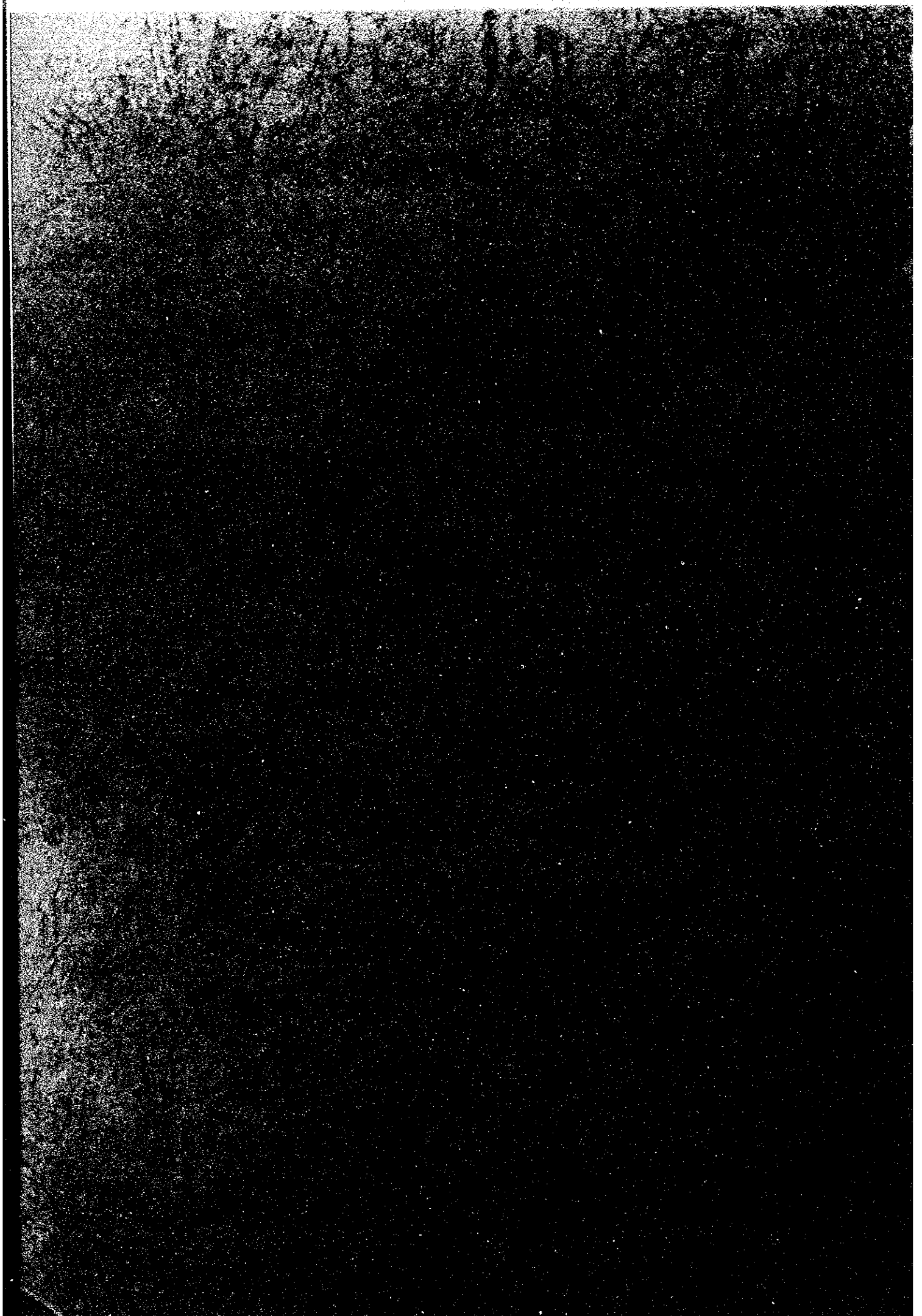


J1155593(5)

国際協力事業団

名古屋国際研修センター

名古屋
JR
99-04



序 文

この報告書は、1999年度から名古屋国際研修センター（2000年1月より中部国際センターに改組予定）が実施する国別特設研修コース「チリ都市システム開発」の内容についてチリ側と協議するとともに、より効果的・効率的な研修コースの実施に向けて、同国の都市行政のしくみ等関連分野の現状と研修ニーズ、及びコースの内容に関する相手国政府の要望を調査した結果をまとめたものです。

この報告書は、本研修コースの実施のみならず、今後一層の拡充が望まれる都市開発、都市管理分野における研修コースの改善に役立つものと期待されます。

現地での調査、及び報告書の取りまとめにあられた国際連合地域開発センター研究員高井克明氏、服部眞紀氏及び同センターラテンアメリカ事業事務所長Claudia Hoshino氏をはじめ、多くの関係者の方々に謝意を表わすと共に、本研修コースの実施にあたって一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

1999年12月

国 際 協 力 事 業 団
名 古 屋 国 際 研 修 セ ン タ ー
所 長 中 島 行 男



1155593(5)

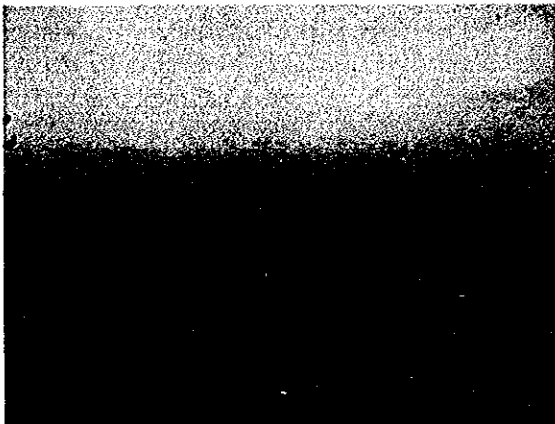
図 南米全図及びチリ全図



サンチャゴ

上段 左：市内の山上より。スモッグが激しい。右：赤い印は地下鉄の入り口。

下段 中心部



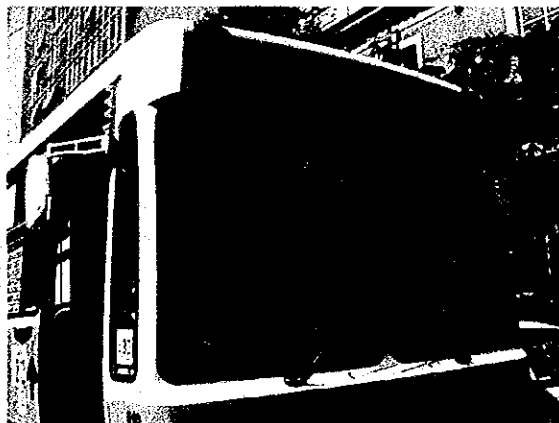
公共バス

バス同士が激しい競争をしており、バスの台数は極めて多い。

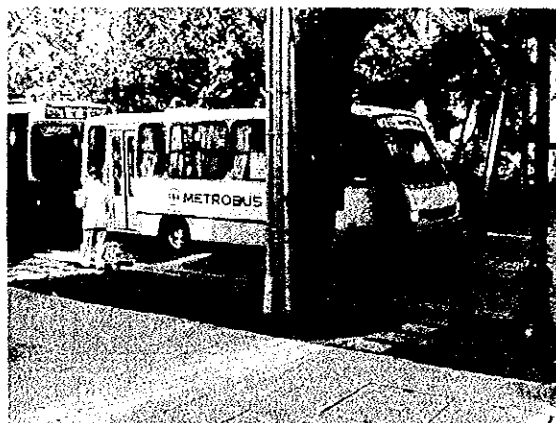


サンチャゴ

中心部乗り入れの権利を取得しているバスは、窓に星印をつけている。



地下鉄と連絡するバス（青い車両）



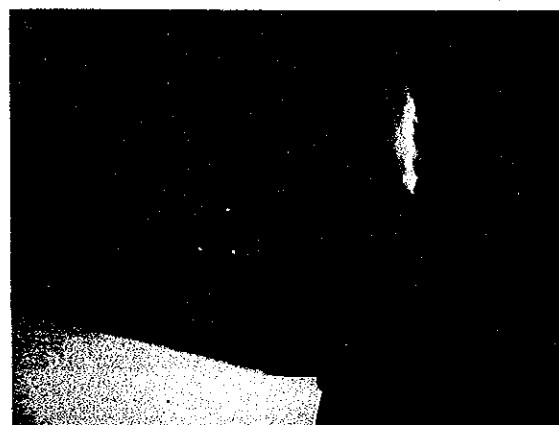
企画協力省（MIDEPLAN）での協議



市役所協会での協議



協力省首都圏地方局における GIS を用いたプロジェクトに関する説明



第6州 企画省第6州地方局・サンタクルス市

企画省第6州事務局



サンタクルス市役所



サンタクルス市周辺と市内のワイン園

サンチャゴから南方のサンタクルス周辺は豊かな農業地域であり、市内にはワイン園も多数存する。写真のワイン園は施設の一部を宿泊施設に改装中であり、滞在型の観光地も目指している。



第1州（イキケ市、ピカ郡ほか）

空港—イキケ間の砂漠



イキケ市の町並み

（企画省第1州地方局庁舎より）



企画省第1州地方局における協議



イキケ市内にある免税のショッピングセンター



第1州内の砂漠。乾燥度は極めて高い。

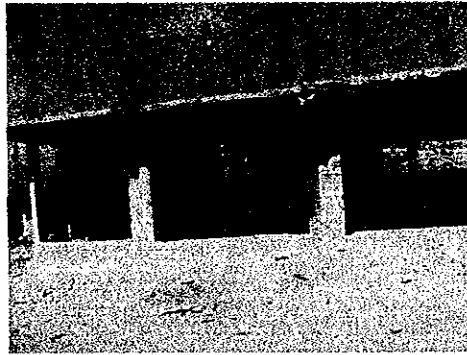
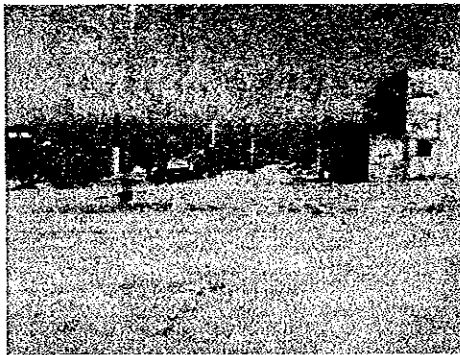


山上から見たイキケ市



イキケ郊外（山上）自立建設プロジェクト

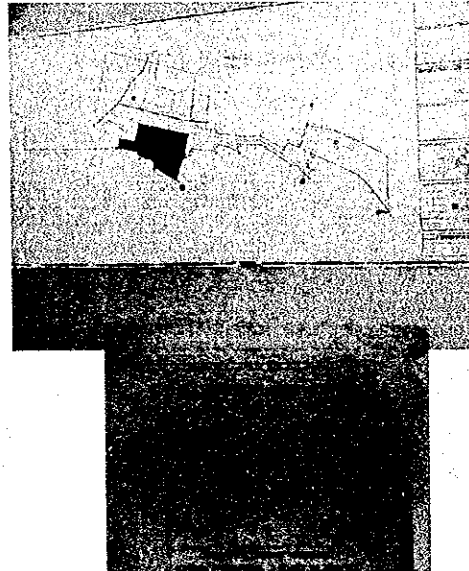
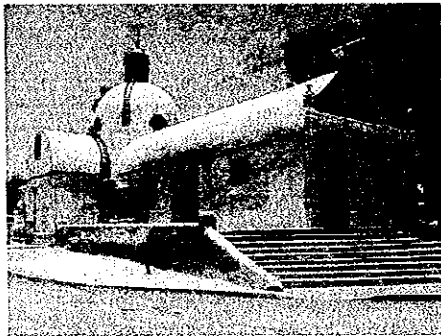
上段 左：山上の私有地の不法占拠地区。右：同プロジェクトに関する展示施設。
下段 同プロジェクトの状況。



ピカ郡

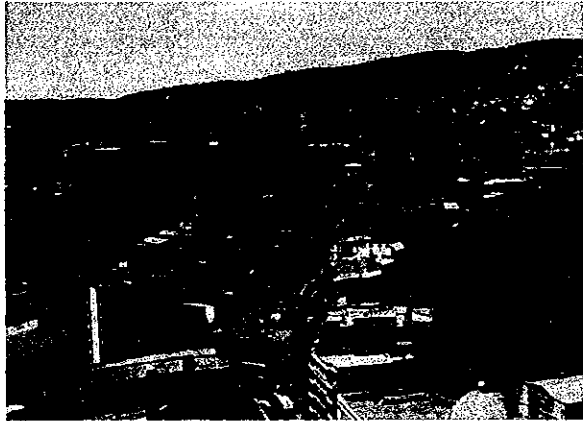
1500年代にスペイン人が建設した教会（左）

ピカ郡の土地利用計画図（右）

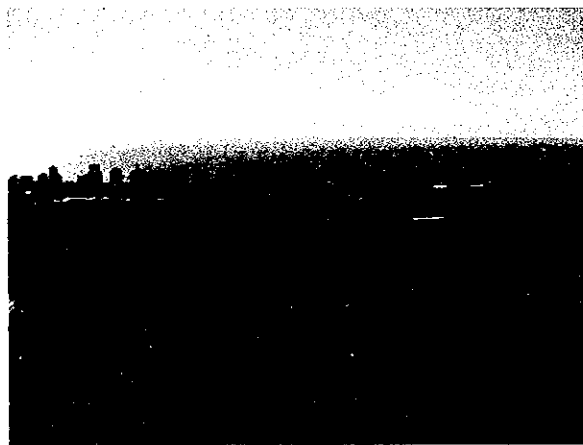


第5州 (バルパライソ、ピーニャ・デル・マル)

バルパライソ市のまちなみ。海岸沿いにピーニャ・デル・マル市までつながっている。



ピーニャ・デル・マル市遠景



山上私有地の不法占拠住宅地



企画省第5州地方局での協議



ピーニャ・デル・マル市交通管制センター



目次

序文

1. 調査団派遣の概要	
1) 派遣の経緯と目的	1
2) 調査団の構成	1
3) 調査日程	2
4) 主要面会者	3
2. チリの都市化関連動向と研修ニーズ	
1) チリの国情	4
2) チリの都市化動向と問題点	6
3) チリの行政制度	6
4) 問題点と対応策	8
5) 研修ニーズ	10
3. 研修計画の考察	
1) 研修コンセプト	11
2) 到達目標	11
3) 研修員参加資格要件	12
4) カリキュラム	12
5) 5年間全体計画(案)	12
6) 研修方法	18
7) 研修実施体制	22
8) 研修評価手法	22
4. 総括	23

付属資料

1. 訪問先面談内容	24
2. チリ行政区分地図	48
3. チリ政治系統図	49
4. チリ行政単位	50

1. 調査団派遣の概要

1) 派遣の経緯と目的

チリ国においては、人口のサンティアゴなど一部都市への集中、都市化に伴う交通、環境、廃棄物処理などの都市問題の顕在化が進んでいる。チリ政府は同国の都市管理行政分野の人材育成を目的として「チリ都市システム開発」研修を要望してきた。我が国は同様に急速な都市化に対応した経験を有しており、チリとは都市化の要因、状況等に差異がみられるものの、その経験及び対応策を系統的に研修することにより、同国の問題解決に貢献することが可能と考えられ、名古屋を中心とした地域にて、国際連合地域開発センターを実施主体として研修を実施することとした。

そこで本調査団は、1999年度が第1回目となるチリ国別特設研修コース「チリ都市システム開発」の実施に先立ち、より効果的・効率的な研修の実施に向けて同国の都市開発に係る現状と研修ニーズを把握するため、平成11年11月9日から11月17日まで同国に派遣された。調査団は、技術協力窓口機関、関連省庁、自治体等を訪問し、以下の項目を中心に調査を実施した。

- (1) 候補者選定プロセス、研修参加者層の絞り込み
- (2) 対象国の都市行政システムの把握
- (3) 同国の都市行政関連の制度・政策の把握
- (4) 同国の最新の開発計画、中長期計画、取り組みの調査
- (5) 研修カリキュラム案に関する協議

- ・対象コース名

- 国別特設研修コース「チリ都市システム開発」

- ・派遣国

- チリ

- ・期間（出発から帰国まで）

- 平成11年11月7日（日）～平成11年11月19日（金）

2) 調査団の構成

- ・高井克明（団長・総括）

- 国際連合地域開発センター研究員

- ・クラウディア・ホシノ（都市行政システム）

- 国際連合地域開発センターラテンアメリカ事業事務所長

- ・服部真紀（都市政策）

- 国際連合地域開発センター研究員

- ・沖浦文彦（研修企画）

- 国際協力事業団名古屋国際研修センター研修課

3) 調査日程

日順	月日	曜日	訪問機関、面会者等	調査事項
1	11月7日	日	移動 (名古屋→ロス・アンジェルス)	移動
2	11月8日	月	移動 (ロス・アンジェルス→)	移動
3	11月9日	火	移動 (→サンチャゴ着) JICAチリ事務所	調査方針打合せ
4	11月10日	水	09:30 企画・協力省 (企画省) 15:30 チリ市役所協会	調査方針打合せ 都市行政に係る実態と問題点調査 研修ニーズ把握
5	11月11日	木	09:30 企画省第6州地方局 (ランカグア) 11:50 サンタクルス市	都市行政に係る実態と問題点調査 研修ニーズ把握
6	11月12日	金	移動 (サンチャゴ→イキケ) 10:00 企画省第1州地方局 (イキケ市、アリカ市Pozo Almonte郡、 Pica郡、等担当者) イキケ市内視察	都市行政に係る実態と問題点調査 研修ニーズ把握
7	11月13日	土	09:00 イキケ市、Pozo Almonte郡、Pica郡	都市行政に係る実態と問題点調査 研修ニーズ把握
8	11月14日	日	移動 (イキケ→サンチャゴ)	移動
9	11月15日	月	10:15 企画省第5州事地方局 (バルパライソ) バルパライソ市、ピネヤ・デル・マル市視察	都市行政に係る実態と問題点調査 研修ニーズ把握
10	11月16日	火	09:30 企画省首都圏地方局 10:45 サンチャゴ市庁 15:40 首都圏州政府	都市行政に係る実態と問題点調査 研修ニーズ把握
11	11月17日	水	09:40 チリ国際協力庁 (AGCI) 10:50 企画・協力省 (企画省) 15:00 JICAチリ事務所 移動 (サンチャゴ→)	調査結果とりまとめ報告・協議 受入手続き確認 今後の手続き確認
12	11月18日	木	移動 (→ロス・アンジェルス→)	移動
13	11月19日	金	帰国 (→大阪)	帰国

4) 主要面談者

所属機関	役職	氏名
企画協力省 (MIDEPLAN)	次官 地方企画部長 地方システム部専門員 地方企画部	Mr. Antonio Lara Bravo Mr. Marcelo Ramirez Valenzuela Mr. Victor Leiva Romeo Mr. Herman Acuna Echeverria
チリ国際協力庁 (AGCI)	アジア太平洋地域担当コーディネーター	Mr. Arturo Vergara Moreno
チリ市役所協会	副会長 組織強化	Mr. Mauricio Soto Vidal Ms. Monica Luna Gonzalez
企画協力省第6州地方局	エネルギー・通信投資解析担当 調査企画担当	Mr. Enrique Standen R. Mr. Ramon Lizana R.
サンタクルス市	市長	Mr. Hector Valenzuela Valenzuela
企画協力省第1州地方局	プロジェクト評価・作成担当 経済解析・内陸部担当	Mr. Jose Ponce Escobar Mr. Guillermo Beretta Riquelme
住宅・都市省第1州地方局	技術者	Mr. Anibal F. Matamala V.
イキケ市役所	工事課長	Mr. Sergio GARCIA SEGURA
アリカ市役所	工事課長	Mr. Francisco Zuleta
ピカ郡役所	地域計画担当官	Mr. Armando Donozo
パソ・アルモンテ郡役所	地域計画担当官	Mr. Guido Valdivia
企画協力省第5州地方局	局長	Mr. Claudio Roman
住宅・都市省第5州地方局	技術者	Mr. Osvaldo Rodriguez S.
第5州政府	州評議会議長	Ms. Oriele Zencovich Madrid
交通インフラ整備・計画委員会	技術者	Ms. M. Lorena Herrera Ponce
ビーニャ・デル・マル市役所	計画調整担当官	Mr. Felipe Rieutord Campillo
企画協力省首都圏地方局	局長	Mr. Marcelo Ramirez
サンチャゴ区庁	市街地部長	Mr. Luis Klenner
首都圏州政府	環境部長	Mr. Fernando Cacho Alonso
住宅都市開発省首都圏地方局	都市プランナー	Mr. Walter Quintana
国際協力事業団 チリ事務所	所長 所員	村上正博 Ms. Aurora Campusano

2. チリ都市化関連動向と研修ニーズ

1) チリの国情

- ①正式国名 : チリ共和国(Republic of Chile)
- ②独立年月日 : 1818年9月18日スペインより独立
- ③国土面積 : 75.7万km²
- ④人口 : 1,462万人(1997年国連)
- ⑤首都 : サンティアゴ、人口546万人
- ⑥地勢・地理 : 南北に細長く、一番北のアリカと世界でも最南端の都市であるプエルト・ウイリアムの距離は約4,300kmある。北は砂漠から南は氷河まで亜熱帯気候、温暖気候、寒冷気候とさまざまな気候や地形、動植物がみられるが、北を砂漠、西と南を海、東を高峻なアンデス山脈に遮られ、中南米の諸国からは孤立した地理的位置にある。
- ⑦政体・元首 : 立憲共和制、エドゥアルド・フレイルス・カブレ大統領(1994年3月就任)、直接選挙制で選出され、連続再選は禁止されている。任期は6年。1999年12月に大統領選挙。
- ⑧政治機構 :

立法 ; 上下院の2院制。上院は47議席で4年ごとに半数改選直接選挙によって選出される38議席と、官選議員の9議席からなる。任期は8年。下院は120議席で、任期は4年。

行政 ; 内閣は大統領が任免、首相はいない。18省(大統領府を含む)からなり、内閣は中道・左派系の連合。

司法 ; 最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所の3審制である。判事は全て大統領が任命。軍事裁判所、憲法裁判所、選挙審査裁判所などがある。司法の独立性は確保されている。
- ⑨主な政党 : 与党連合 ; キリスト教民主党、社会党、民主主義党、急進社会民主党、野党 ; 国民革新党、独立民主連合
- ⑩政策方針 : 94年3月、与党連合(コンサルタシオン)を引き継ぎ就任したフレイ大統領は、貧困対策・社会的弱者への福祉政策の充実、行政の効率化、汚職防止等を柱とする施政方針を発表。96年4月、民主主義の発展と国民和解の達成を目指す憲法改正案が上院において否決されたが、フレイ大統領は、5月の大統領教書において、憲法改正の努力を続けていく強い意思を表明した。同教書においては、貧困の撲滅、社会の機会均等を達成するための最重要課題として、教育の質の向上が特に強調された。
- ⑪外交関係 : 中南米地域に比重をおきつつ、アジア・太平洋及びヨーロッパとの間にバランスのとれた関係を構築する外交を展開。1994年11月アジア太平洋経済協力会議(APEC)加盟、北米自由貿易協定(NAFTA)加盟のためのアメリカとの正式交渉の再開、南米共同市場(MERCOSUR)と自由貿易協定の締結等各地域との経済関係強化を推進。

⑫民族構成 : スペイン系 75%、欧州系 20%、インディオ系 5%

⑬公用語 : スペイン語

⑭宗教 : カトリック (全人口の 88%)、プロテスタント (11%) 他

⑮主な社会指標 :

	チリ	アルゼンチン	ブラジル	ペルー
総人口 (百万人)	15	36	164	25
人口密度 (km ²)	19	13	19	19
人口増加率 (年平均%、1990 - 1997)	1.6	1.3	1.4	2.0
合計特殊出生率	2.3	2.7	2.4	3.1
乳幼児死亡率 (5歳未満、1000人当り)	13	25	42	58
出生時平均余命 (男/女)	72/78	69/77	63/71	66/71
人口構成 都市化率 (1980/1997)	81/84	83/89	66/80	65/72
GNP (世界ランク) 10億ドル	73.3 (40)	305.7 (18)	773.4 (8)	60.8 (44)
GNP 成長率 (%、1996 - 1997)	7.6	6.1	2.4	1.7
1人当り GNP (世界ランク) ドル	5,020 (32)	8,570 (28)	4,720 (34)	2,460 (53)
購買力平価 1人当り GNP (世界ランク) ドル	12,080 (27)	9,950 (30)	6,240 (47)	4,390 (57)
非識字率% (15歳以上) 男/女	5/5	4/4	17/17	6/17
都市における Access to Sanitation (%)	100	100	55	62
UNDPの国別人間開発指標	第 34 位	第 39 位	第 79 位	第 80 位

出所 : World Development Report 1998/1999、世界銀行
Human Development Indicators UNDP

2) チリの都市化動向と問題点

1993年6月30日現在のチリの主要都市人口は、首都サンティアゴが5,076,808人とメガシティの様相を呈しており、次いでコンセプションの350,268人、ビーニャ・デル・マールの322,220人、バルパライソの282,168人、タルカウアノの260,915人、テムコの239,340人等となっている。都市化率もかなり高く、チリは高都市化率と首都サンティアゴへの一極集中という高都市首位性を持つ国と言える。近年においては、州都、県都に人口が集中する傾向にあり、現在の都市化率は84%。都市集中に関する全国統計によれば、毎年1200haが都市に加算されている。

チリにおいては、都市化による居住環境の悪化や地域間格差といった問題が顕在化している。とりわけ人口の約4割が集中している首都サンティアゴは、近年、都市部の人口増加率はむしろ低下傾向にあるが、都市の郊外化・広域化が進んでおり、このことが首都圏における交通問題、大気汚染・水質汚濁等環境問題、ゴミ等都市型廃棄物問題、下水・排水問題等を増大させ、かつその処理を難しくしている。

また、チリでは都市における貧困層の絶対数も高くなっている。1994年の統計では、全人口の約28.5%、都市部人口(1,145万人)の27.9%、農村部人口(228万人)の31.8%が貧困層とされているが、高い都市化率というチリの特異な事情から貧困層の絶対数については都市が農村の4.4倍を数え、貧困問題が既に都市問題化している。

このような都市問題は、地方行政組織の内部はもちろんのこと、関係する国・広域行政諸組織間の相互協力による合理的な連携、そして当事者である住民の参加により初めてうまく処理できるものである。チリでは、90年代に入り、地方選挙の復活、地方財政の拡大など、地方分権が積極的に進められており、その成果もフレイ政権の貧困克服計画等社会政策面で現れてきている。政策全体の調整・統合性を図りながら、その上で具体的な施策の立案と実施については地域社会の実情を良く知る地方行政組織に委ねていくという地方分権の必要性が認識されている。同時に、社会開発計画策定・実施において、NGOや住民組織の役割に対する評価が高まり、また、公共サービスの民活・民営化も積極的に実施に移されるなど、非政府部門との協調路線が主流になってきている。このような改革が行なわれている中で、その要となるのは、地方行政組織およびその職員の責任能力の一層の向上である。

3) チリの行政制度

チリの地方行政機構は、首都圏州を含む13の州、50の県、341のコミューン(市)からなり、行政の最小単位はコムユーン(市)である。その上に県、州が位置し、県知事及び州知事は大統領が任命する。チリにおける開発計画は、国レベル、州レベル、市レベルの3つに大別され、ここ20年、国の方針は完全な開放経済、地方分権化の下、持続的な経済発展を基本にまとまってきており、この基本政策に沿って州レベル、そして市レベルの施策が進められる形となっている。州、市レベルの開発計画は、各州、市の立地条件、社会的条件が

異なるため、独自のものとなっている。

住民生活の基盤となる各コミューンには市役所、市議会が存在し、市長、議員はいずれも住民による直接選挙によって選出される。軍事政権時代に地方分権は推進され、現政府もそれを踏襲しているため、コミューンの権限は従来の道路、ゴミ問題などから現在では教育、健康保険、市民の保安、土地利用計画などにまで及び、その自立性が高まっている。

州には、コミューン同様州知事と並行に州議会が位置し、当該州に属する各コミューンの市議会議員が、州議員を選出する間接選挙の形をとっている。また、州政府と並行に、州政府には属さない中央政府各省の地方局が存在するため、州行政については、国、コミューン双方から実質的な影響力が及んでいると考えられる。

一方、県政府の役割は、州政府、市役所という上下のヒエラルキーに押され縮小傾向にあり、安全面などわすかのサービスに従事している場合が多い。

このように地方分権化に伴い、コミューンの機能が拡張する中、多様化が進む市役所間のバランスをとるため、全国の市役所が参加する市役所協会が設立されており、法人ではないものの独立予算を有し、コミューン行政に携わる者に対する研修、市役所の行政能力強化、法案のフォローアップ、市役所運営上のノウハウの移転、インターネットを利用した外部向け及び市役所間の広報活動、作業部会の運営などに取り組んでいる。

法で謳われている市の主な機能は、市民の安全を図ること、市内の経済発展に携わること、国の法律及び国際法を遵守すること、区内の土地利用計画等を推進することである。土地利用については、住宅地、農地を含めコミューンに利用計画を立てる権限が与えられており、それを州知事が認可する仕組みとなっている。一般にはマクロプラン、テリトリアルプラン、レギュレーションプランの3段階のプランが必要とされているが、実際には物質的なものに基づいたマイクロプランはあるものの、マスタープランを作成している市は少なく、大局的な見地からの計画ができていない現状にある。

州レベルの都市開発計画については、都市の健全な発展と生活水準の向上を大前提とし、歴史的遺産、有利な立地条件を生かすことなどが盛り込まれており、国家開発計画、戦略的開発計画、いわゆるマスタープランをベースに、その州の経済発展計画、それに伴う法律（住宅、都市計画基本法等）、施行細則を取り入れて住宅省地方局が作成し、本省がそれをチェックする形をとっている。ちなみに都市計画基本法には、都市の健全な発展と生活水準の向上を都市開発の基本とし、民間の活動及びそれに対する政府の責任が重要であること、すなわち民間の役割とそれを規制する公共機関の役割をバランスよく調和させることが謳われている。

都市計画における住宅省の管轄は、国、州、インターコミューンレベルまでで、コミューンレベルについては完全に権限を委譲しており、市役所は都市計画を作成したら住宅省地方

局に提出し、評価、コメントを得る。が、地方局に拒否権、否決権はなく、州政府の承認を得て、計画は実施段階に移ることとなる。

ここで、コミュニケーションレベルの開発計画をより具体的に説明するため、第6州・サンタクルス市を例に挙げる。サンタクルス市では、コミュニケーション開発計画を作成するために地方政府が承認した契約専門家が雇用されており、7カ月の予定で現在5年先を見た計画の策定にあたっている。この開発計画の作成は、住民や専門家の意見を聴く、その分析結果に基づいた将来のビジョン、戦略的方針を作成する、より具体的な計画、マトリックスを作成するという3段階からなり、ここで調査、分析された住民のニーズは市長、市議会議員を通じて地方局に上げられ、それを反映して、実現可能な投資プロジェクトが作り上げられる。ただし、計画作成の中心となる契約専門家の任期は作成段階までで、実施するのは民間、市のため、計画と実施は別物という状態に陥りやすい。よって、実際にどの程度計画が実施されているかを評価するフォローアップ、フィードバックの段階が求められる。

土地利用区分計画については、州単位、インターコミュニアルレベル、コミュニケーションレベルの3つに大別され、州レベルでは、地方都市開発計画をツールとして住宅省地方局が作成し地方評議会の承認を得ることになっているが、計画自体があくまでも方針に過ぎずノルマではないため、有名無実となっている。一方、インターコミュニアルレベルはコミュニケーション間の発展計画をツールとし、同じく住宅省地方局が作成し、州知事が議長を務める地方評議会が承認する形をとっているが、前者と異なりノルマがあるため重要とされている。最後にコミュニケーションレベルについては、土地利用規制計画（プランレギュラドール）をツールとして市役所が作成した後、住宅省地方局への提出を経て、州議会の承認を得ることとなっている。なお土地利用区分計画にあたっては、法的な裏づけ、環境影響評価、技術を要し、また、あらゆる角度からものをみる必要があるとともに、住民の意見を反映することが重要である。

4) 問題点と対応策

チリでは、大都市への人口、産業の一極集中により、交通渋滞、大気汚染、水質汚濁、ゴミ処理問題、地価の上昇に伴う貧困層のスプロール化など様々な環境悪化が顕著になってきており、これら多様化する諸問題に対し、各州、コミュニケーションが連携を保ちながら施策を講じる必要性が高まっている。

以下、環境悪化の現状を挙げると、中でも大気汚染が最も大きな問題となっており、特にチリ全人口の約4割が集中するサンティアゴ、そしてテムコ、バルパライソ、コピアギの状況は深刻である。サンティアゴ大気汚染の原因は、その立地条件と公共交通機関の未発達（地下鉄が未整備でバスが多く、町の構造がバスの数に対応しきれない状況にある。地下鉄の輸送量は80万人/日。約70%の労働者は公共交通機関を利用しているが、自家用車が必要な人も多い）によるところが大きい。都心部の地価の上昇に加え、土地や建物に関する税制が

不適当なため、これが都市の無秩序化を助長するとともに貧困層のスプロール化、不法占拠が進み、交通渋滞、それに係る大気汚染の進行という悪循環を引き起こしている。

政府は、サンティアゴの膨張を防ぐため、すべての機能をそなえた衛星都市の建設、サンティアゴを經由しない南北、東西ルート of 道路建設、鉄道の復旧などを検討するとともに、バスや工場のエネルギーを天然ガスに替えるなどの対策を講じている。特に都市交通については、企画協力省、通産省、住宅省、公共事業省の4省の大臣による大臣委員会が有する顧問技術団・セクター（バルパライソ、サンティアゴ、コンセプトに事務所をもつ）が将来を見越した計画を作成しており、港や空港の利権を民間に渡すなどの成果を挙げている。なお、その機能は拡張し、対象は都市間の交通をはじめ、都市計画、港にまで及んでいる。

また、首都・サンティアゴでは、コストの問題などから新しいゴミ処理場が見つからず、ゴミの上に土をかぶせる作業の繰り返しが行われている。小さな町では、ゴミは捨てるだけで何の処理も施されておらず、この点で、日本のゴミ処理、分別収集などは参考になると思われる。

汚水処理については、サンティアゴには処理場が存在せずマポチョ川へ直接下水が流れ込み、著しい水質悪化をもたらすとともに、それが農業用の灌漑として利用されるなどの大きな危険性を抱えている。

サンティアゴ低地では、雨水の排水も大きな問題となっており、舗装道路の弊害として、少量の雨が浸水を引き起こす事態が起きている。この点で、名古屋の雨水貯水槽による効率的な排水は、解決策の一つを示唆する参考事例になり得る。

これら環境問題への対応策の一環として、すべての土地利用計画には環境影響評価を付すことになっているが、評価自体が評価するための評価に陥っており、評価だけが先走ってしまう傾向にあるため、日本において環境影響評価のプロセス、そしてそれがどのように効果をあげているかを学ぶことが求められる。

前述の環境行政を含め、政府は地方分権化を推進し、特にコミューンレベルの機能拡大を図っているものの、伝統的な都市集中傾向下におけるその進捗は難しく、真の意味での地方分権には長い道のりが残されていると考えられる。その一例として、コミューンの計画に対する州の承認システムや煩雑な手続きが挙げられる。中央省庁の地方局には、州とコミューンの調整役を果たし、政治的な問題と技術支援のバランスをとる役目が期待されている。

また、コミューン間の貧富の差は大きく、問題も多様化しているため、2つ以上のコミューンをまたぐ事項に関しては、様々な機関が混在し、より一層複雑化の様相を見せている。今後は、行政の効率化を図る縦の調整、コミューン間のバランスをとる横の調整を司る実質的な機能をもつ機関を設けるとともに、責任の所在（法的にどこの管轄にあるか）を明確にしていく必要があると思われる。

対策の一つとして、3)で述べた全国の市役所が参加する市役所協会が設立されており、法人ではないものの独立予算を有し、コミュン行政に携わる者に対する研修、市役所の行政能力強化、法案のフォローアップ、市役所運営上のノウハウの移転、インターネットを利用した外部向け及び市役所間の広報活動、作業部会の運営などに取り組んでいる。しかし、協会長を務めるものが属する市の負担が重い、寄り合い所帯のため不動産がもてないなど、様々な制限要素を含んでいる。

一般的に、州の開発計画は、地方開発戦略に基づき、各省及びその地方局、各コミュンが連携をとって進める形となっており、住民のニーズが市長、市議会議員を通じて反映されるプロセスを経ることからも、理論的には完璧といえる。しかし、実際には各機関の調整がうまくとれておらず、住民参加についても芳しい成果が得られていない。また、計画の近代化にもかかわらず、それを実行する人材が不足していることも事実であり、今後は将来を見据えた計画に対する住民の理解、協力を得るとともに、計画を実施、管理する人材の養成、実際にどの程度計画が実施されているかをフォローアップ、評価する段階が必要だと考えられる。

コミュンレベルの土地利用については、

- ・コミュンの特徴を識別できる名物（文化）を回復する
- ・土地の潜在的、伝統的な能力、資質を生かす
- ・総合的な参加（技術者のみが携わるのではなく、住民、識者、長老等各レベルの参加が不可欠である）

の3つを基本に計画が進められることになるが、計画ができる前に町が急速に発展してしまい、実際のところ、後手にまわることが多いため、計画の普遍性とともにより効率的な計画システムを構築することが急務である。

その他、身障者・高齢者対策も近年重視されており、近代的なビルや地下鉄などで着手されつつあるが、実際には予算、技術、経験がネックとなり立ち遅れている。

5) 研修ニーズ

以上の調査結果から研修ニーズは次のとおりまとめることができる。

- (1) 日本の開発計画策定メカニズムを学び、チリの現状と比較することによって、規制計画と投資計画及び計画と実施が一連性をもって進められるようなシステムを構築する。
- (2) 大気汚染、汚水処理、ごみ処理、都市交通といった環境問題、身障者・高齢者対策を含むライフラインの整備について、日本の具体的な経験、プロジェクトによるケーススタディを行い、問題解決の一助にするとともに、戦略的な都市管理、運営に当たるための国、州、コミュン各レベル間、あるいは複数のコミュン同士の協調、調整機能を学び、チリ独自の効率的な行政システムを考える。

- (3) 都市化の進展に伴う道路、広場、公園など公共機関が果たす役目の変遷について日本の事例を学び、チリにおけるそれらのあるべき姿を再考する。
- (4) 日本のグループ活動の経験から、各レベル間の調整に欠かせないチーム活動の精神を学ぶ。そのツールとして、グループスタディを取り入れる。
- (5) 地域の特性等を分析し、開発計画の段階で土地利用等に生かせるようなGISの利用について学ぶ。
- (6) 計画過程における日本の市民参加のプロセスを学ぶことによって、自国でのより効果的な手法を検討する参考とし、住民の声を市政に反映させるシステムの構築を目指す。
- (7) 中央（国家）から地方への支援に関する日本の経験を学び、より有効な計画及び実施システムを考える。
- (8) 文化遺産の保全、観光資源の開発等についての日本の経験から、地域の魅力、潜在能力を最大限に生かす方法、また、そのための各レベル間の協力、調整機能等について学び、地域の開発戦略に応用する。
- (9) 都市再開発に対する助成金の有無など民間の投資を奨励する施策について、日本の経験とチリの経験を比較し、民営化を推進するシステムの構築を目指す。
- (10) 日本の法体系と都市開発の関係を学ぶことにより、チリの都市開発における法整備に役立てる。
- (11) 大気汚染、人口の集中、都市の広域化など過去、現在にわたりサンティアゴと同一の問題を抱える東京都、雨水貯水槽など都市部の浸水対策、土地区画整理事業等に大きな効果をあげている名古屋市、民間投資による地域開発を進める長浜市、文化遺産が残る京都市などを視察・調査し、生の情報、経験を吸収することにより、チリでの都市開発計画、都市管理の参考とする。
- (12) ワークショップ等を通じたアクションプランの作成によって、都市システム開発に関する研修員の実務能力をレベルアップし、プランの実効性を高める。

3. 研修計画の考察

1) 研修コンセプト

チリ都市システム開発総論－関係諸機関との協力・調整システムおよび市民参加による行政に焦点をあて、日本とチリの事例を比較検討することを通じて、都市問題の適切な処理手法を見出す。

2) 到達目標

- ①参加者各自の業務における問題点を確認し、解決の方向性を把握する。
- ②日本の都市問題に関する取り組みの具体的事例とその特徴、考え方を理解する。
- ③参加者全員で、自国との比較において長所・短所を明確化し、最適な都市システムを

探る。

- ④参加者各自の業務を中心に都市システム開発のためのアクションプランを作成する。
以上のプロセスを通じて、参加者の業務改善能力を向上させる。

3) 研修員参加資格要件

- ①所定の手続きにより、チリ国政府により推薦された者。
- ②都市行政における企画立案、実施、総合調整を担当している企画協力省、企画・協力省地方局、首都圏地方政府、州地方政府、市政府等の職員の内、都市行政・管理の企画立案、総合調整及びその実施を担当する中堅行政官。
- ③年齢47歳以下の者。
- ④大学卒あるいは5年から7年の政府実務経験者。
- ⑤実用英語能力、特に英語読解力を有する者（十分な英語会話や英語筆記能力を有するものがより好ましい）。
- ⑥心身の健全な者。
- ⑦軍籍にない者。

4) 研修カリキュラム構成及びカリキュラム（別紙のとおり）

5) 5年間全体計画

5年間を総論、各論、まとめの3段階に分ける。

1999年度；都市システム開発についての総論を行う。様々な都市問題についての日本の取り組み状況を広くケーススタディすることを通じて、研修員の業務改善能力を向上させる。

2000年度；都市システム開発についての各論を行う。1999年度の研修の成果を踏まえ、かつチリの都市問題の中で緊急性が高いと思われる事項に焦点を絞り、日本とチリの比較をしながらより深く掘り下げたケーススタディを行う。

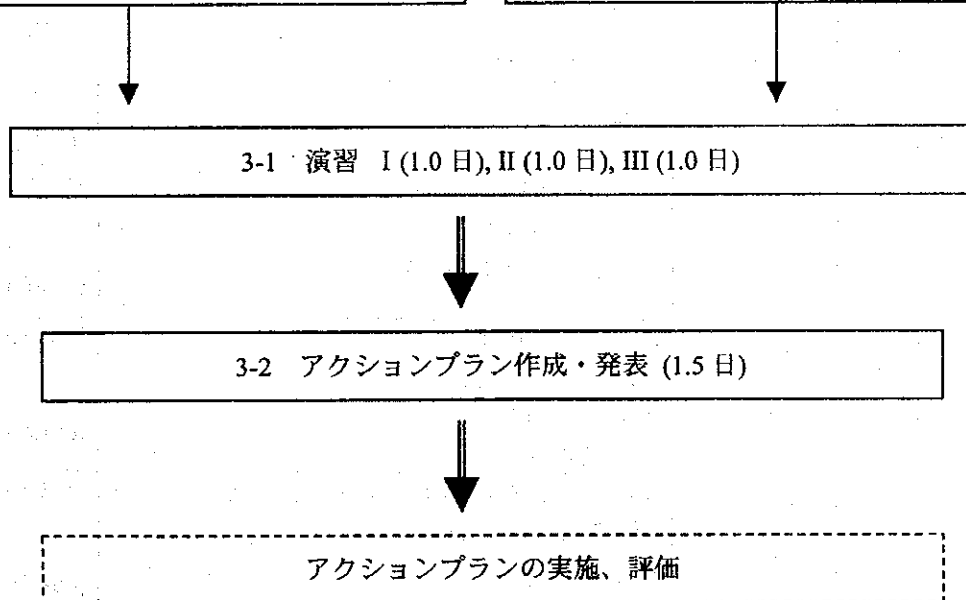
2001年度；都市システム開発についての各論を行う。アクションプラン実施の進捗状況、2000年度の研修成果等を踏まえ、かつチリで都市問題の中で緊急性が高いと思われる事項に焦点を絞り、日本とチリの比較をしながらより深く掘り下げたケーススタディを行う。

2002年度；都市システム開発についての各論を行う。アクションプラン実施における進捗状況、2001年度の研修成果等を踏まえ、かつチリで都市問題の中で緊急性が高いと思われる事項に焦点を絞り、日本とチリの比較をしながらより深く掘り下げたケーススタディを行う。

2003年度；都市システム開発についてのまとめを行う。アクションプラン実施における進捗状況、2000年～2002年度の研修成果等を整理し、総合的な都市システム開発を行う。

研修カリキュラムの構成

1. 講義 (6.5 日)		2. 日本の事例視察 (9.5 日)	
Module 1 日本の地方自治制度	1.5	名古屋市基幹バス等交通システム	0.5
地方自治制度 I、II	1.0	交通管制システム	0.5
開発計画システム・開発計画策定メカニズム	0.5	トヨタ自動車、豊田市	1.0
Module 2 都市行政	4.5	名古屋市ゴミ処分施設・リサイクル施設	1.0
都市交通システム	0.5	矢作川沿岸水質保全対策協議会	1.0
ゴミ処理問題	0.5	名古屋市下水・排水処理施設	0.5
ゼロエミッション	0.5	自治省	0.5
下水・排水処理問題	0.5	東京都庁	0.5
公害対策等環境管理	0.5	東京都板橋区	0.5
都市の計画的管理	0.5	武蔵野市	1.0
都市化・広域化管理	0.5	神戸真野地区等	1.0
文化遺産の保全・地域資源の発掘	0.5	京都市	0.5
GIS	0.5	長浜(株)黒壁	1.0
Module 3 まとめ	0.5		



1999年度国別特設「チリ都市システム開発」研修カリキュラム（案）

月 日	曜日	時 間	内 容	場所（宿泊）
1月 24日	月		来日（関西空港）	OSIC (OSIC)
1月 25日	火	終日	JICAブリーフィング	OSIC (OSIC)
1月 26日	水		大阪→名古屋	CBIC (CBIC)
1月 27日	木	終日	JICAオリエンテーション	CBIC (CBIC)
1月 28日	金		開講式	CBIC (CBIC)
1月 29日	土		休日	(CBIC)
1月 30日	日		休日	(CBIC)
1月 31日	月	午前 午後	UNCRD オリエンテーション オープニングレクチャー ジョブレポート発表会	UNCRD (CBIC)
2月 1日	火	午前 午後	地方自治制度Ⅰ ディスカッション 地方自治制度Ⅱ ディスカッション	UNCRD (CBIC)
2月 2日	水	午前 午後	開発計画システム・開発計画策定メカニズム ディスカッション 都市交通システム ディスカッション	UNCRD (CBIC)
2月 3日	木	午前 午後	名古屋市基幹バス等交通システム視察 交通管制システム視察	名古屋 (CBIC)

月 日	曜日	時 間	内 容	場所 (宿泊)
2月 4日	金	午前 午後	トヨタ自動車視察 (組立工場、ITS、エコカ ー等) 豊田市役所訪問	豊田 (CBIC)
2月 5日	土		休日	(CBIC)
2月 6日	日		休日	(CBIC)
2月 7日	月	午前 午後	ゴミ処理問題 ディスカッション ゼロエミッション ディスカッション	UNCRD (CBIC)
2月 8日	火	終日	名古屋市ゴミ処分施設・リサイクルシステム 等視察	名古屋 (CBIC)
2月 9日	水	午前 午後	矢作川沿岸水質保全対策協議会訪問・視察	豊田他 (CBIC)
2月 10日	木	終日	下水・排水処理問題 ディスカッション 名古屋市下水・排水処理施設視察	UNCRD 名古屋 (CBIC)
2月 11日	金		休日	(CBIC)
2月 12日	土		休日	(CBIC)
2月 13日	日		休日	(CBIC)
2月 14日	月	午前 午後	演習Ⅰ (グループレポート作成) グループレポート発表	UNCRD (CBIC)
2月	火	午前	公害対策等環境管理 ディスカッション	UNCRD

15日		午後	東京方面視察オリエンテーション	(CBIC)
月 日	曜日	時 間	内 容	場所 (宿泊)
2月	水	午前	名古屋→東京移動	東京
16日		午後	自治省訪問 (新地方自治法と地方分権)	(東京)
2月	木	午前	東京都庁訪問 (行政制度、環境管理)	東京
17日		午後	東京都板橋区エコポリスセンター視察	(東京)
2月	金	午前	武蔵野市訪問 (武蔵野市方式)	武蔵野
18日		午後	ムーバス等による市内視察	(東京)
2月	土	終日	自由行動	東京
19日				(東京)
2月	日	午前	自由行動	東京
20日		午後	東京→名古屋移動	(CBIC)
2月	月	午前	演習Ⅱ (グループレポート作成)	UNCRD
21日		午後	グループレポート発表	(CBIC)
2月	火	午前	都市の計画的管理	NUI
22日		午後	ディスカッション 都市化・広域化管理 ディスカッション	(CBIC)
2月	水	午前	文化遺産の保全・地域資源の発掘	UNCRD
23日		午後	ディスカッション 地理情報システム (GIS) 関西方面視察オリエンテーション	(CBIC)
2月	木	午前	名古屋→神戸移動	神戸
24日		午後	神戸震災復興記念館視察 神戸真野地区まちづくり推進会訪問 長田駅前再開発視察	(神戸)
2月	金	午前	神戸→京都	京都
25日		午後	京都市訪問 (保存修景型街づくり)	(京都)

月 日	曜日	時 間	内 容	場所 (宿泊)
2月 26日	土	終日	自由行動	(京都)
2月 27日	日	午前 午後	自由行動 京都→長浜移動	(長浜)
2月 28日	月	午前 午後	長浜市(株)黒壁訪問 長浜→名古屋移動	長浜 (CBIC)
2月 29日	火	午前 午後	演習Ⅲ (グループレポート作成) グループレポート発表	UNCRD (CBIC)
3月 1日	水	午前 午後	まとめ アクションプラン作成	UNCRD (CBIC)
3月 2日	木	終日	アクションプラン発表	UNCRD (CBIC)
3月 3日	金	午前 午後	評価会 閉講式	CBIC (CBIC)
3月 4日	土		名古屋→大阪	OSIC (OSIC)
3月 5日	日		帰国準備	(OSIC)
3月 6日	月		帰国 (関西空港)	

OSIC=国際協力事業団大阪国際センター

CBIC=国際協力事業団中部国際センター

UNCRD=国際連合地域開発センター

NUI=(財)名古屋都市センター

6) 研修方法

本研修のプログラムの構成は、次表のとおりである。

都市システム開発に関する実践のための講義	日本の事例視察	研修員主体の演習
Module 1：日本の地方自治制度 ・国、地方自治体の組織体系 ・国、地方自治体各レベルの役割、協力関係 ・計画システム ・市民参加システム ・民活、民営化	自治省、東京都庁 武蔵野市 神戸市真野地区	ジョブレポート発表 日本・チリ比較研究により、両者の違いを明確化するとともに、その歴史的、文化的、社会的、経済的背景等に言及する。
Module 2：都市行政 都市の生活基盤の改善 ・交通システム ・ゴミ処理 ・下水、排水処理 ・公害対策等環境管理 ・身体障害者、高齢者対応 都市の魅力の向上 ・文化遺産の保全 ・地域資源の発掘 都市の管理 ・都市広域化管理 ・都市の計画的管理 等の話題についてケーススタディする。	名古屋市 トヨタ自動車、豊田市 矢作川沿岸水質保全対策協議会 東京都板橋区 滋賀県長浜市(株)黒壁 京都市	日本・チリの行政手法を比較検討し、それぞれの長所・短所を明確化することにより、最適な行政手法を探る。
Module 3：まとめ 都市システム開発まとめ		都市システム開発アクションプランの策定

研修内容は次の3つのパートから構成される。

- ①都市システム開発に関する実践のための講義および日本の事例を使つてのケーススタディ
- ②チリ国における課題の明確化と必要な対策に関する議論・演習
- ③アクションプラン作成を通じての業務改善のための企画・調整能力の向上

各パートの具体的内容は次のとおりである。

- ①都市システム開発に関する実践のための講義および日本の事例を使つてのケーススタディ
講義

(1) 地方自治制度 I・II (国連地域開発センター)：2月1日午前・午後

本講義では、本研修受講にあつての基礎知識として、日本の国・地方自治体の組織体系、役割分担、行・財政制度等について紹介する。

- (2) 開発計画システム・開発計画策定メカニズム (国連地域開発センター) : 2月2日午前 本講義では、開発計画の国・地方自治体間におけるヒエラルキー、総合調整システム、市民参加による計画策定メカニズム等について紹介する。
- (3) 都市交通システム (国連地域開発センター) : 2月2日午後 本講義では、交通渋滞、排気ガスによる大気汚染など都市の交通システムが抱える問題とその対処法を、東京・名古屋および諸外国の事例を使って紹介する。
- (4) ゴミ処理問題 (名古屋市) : 2月7日午前 ゴミ埋立地の確保難を機にゴミ非常事態宣言に至った名古屋市の事例を題材に、ゴミの減量、再利用、リサイクル、分別収集、ゴミ収集有料化等について紹介する。
- (5) ゼロエミッション (国連地域開発センター) : 2月7日午後 「ゼロエミッション」は、資源循環型の経済社会を作り上げるためのキーワードとして国連大学によって提唱された用語で、一般に廃棄物ゼロを目指す様々な取り組みを総称してゼロエミッションと呼んでいる。本講義では、国母工業団地の事例を基にゼロエミッションの取り組みを紹介する。
- (6) 下水・排水処理問題 (国連地域開発センター) : 2月10日午前 汚水・雨水を適切に処理・排除することは、人間の安全で快適な生活環境を確保する上で極めて重要である。本講義では、効率的な下水・排水処理のための下水道施設の整備、さらには処理水や汚泥等の再利用技術について紹介する。
- (7) 公害対策等環境管理 (国連地域開発センター) : 2月15日午前 本講義では、急速な経済発展、都市化の進展とともに表面化した大都市における公害等環境問題とその対処法を日本や諸外国の事例を使って紹介する。
- (8) 都市の計画的管理 (名古屋市) : 2月22日午前 本講義では、合理的な都市機能の配分と適性な都市形体の形成を確保するための都市の計画的管理を名古屋市の事例を基に紹介する。
- (9) 都市化・広域化管理 (国連地域開発センター) : 2月22日午後 本講義では、日本及び諸外国の経験を交えながら、都市化のメカニズムを紹介するとともに、都市のスプロール化及びそれに伴う諸問題に対する対処法を紹介する。
- (10) 文化遺産の保全・地域資源の発掘 (国連地域開発センター) : 2月23日午前 文化遺産は市民生活にとって公共的な意義をもつかけがいのない財産であり、適性に保存、活用し、将来へ継承していくことが必要である。また、地域資源の発掘は、地域の潜在能力を見出し、観光や産業開発を通じて地域を活性化させることにつながる。本講義では、このような文化遺産や地域資源を活用した魅力ある街づくりを紹介する。
- (11) 地理情報システム (GIS) (国連地域開発センター) : 2月23日午後 地域の特性等を分析し、開発計画の段階で土地利用等に生かせるようなGISの利

用について、日本の地方自治体の戦略から学ぶ。

事例視察

(1) 名古屋市基幹バス等交通システム (2月3日)

公共交通推進策としてのセンター走行方式基幹バス、ガイドウェイバス、地下鉄・市バスの連携、民営バスとの連携、交通管制システム、バス専用レーン創設のための警察・道路管理者との調整、駐車場案内システム、都市計画事業としての鉄道立体交差事業等について視察・調査する。福祉バス、アイドリングストップバスの試乗も行う。

(2) トヨタ自動車、豊田市 (2月4日)

豊田市は、名古屋市の東南約 30 km に位置する、人口 34 万人の中核都市である。トヨタ自動車に代表される自動車産業基地として世界的に有名であり、また水や緑といった自然が豊富な都市である。トヨタ自動車・豊田市を訪問し、自動車交通における環境政策や自動車産業の発展とともにどのように都市の発展が計画・管理されてきたかを学ぶ。また、トヨタ自動車が開発している ITS やエコカーを視察する。

(3) 名古屋市ゴミ処分施設・リサイクルシステム等 (2月8日)

ゴミ非常事態宣言を行った名古屋市のゴミ問題とその処理について学ぶため、名古屋市のゴミ埋め立て処分場、ゴミ焼却場、ゴミリサイクルセンター等を視察する。

(4) 矢作川沿岸水質保全対策協議会 (2月9日)

豊田市などの地元市町村、漁業団体、農協等から成る任意の地域団体であり、矢作川の水質保全のために一致団結して様々な取り組みを行っている矢作川沿岸水質保全対策協議会を訪ね、その活動内容、協力関係など広域的かつ効率的な調整手法を学ぶ。

(5) 名古屋市下水・排水処理施設 (2月10日)

下水道システムを現場で理解するため、下水道科学館を始め、下水処理場、汚泥処理場、ポンプ場、雨水貯留施設等を視察する。

(6) 自治省 (2月16日)

自治省の地方自治行政企画・調整担当者を訪問し、日本の国政レベルの視点から新地方自治法の意義と地方分権について学ぶ。

(7) 東京都庁 (2月17日)

日本の最大都市である東京都庁を訪問し、日本の地方自治体、特に首都機能を抱える大都市の自治の協力体制、行・財政、計画システムを学ぶとともに、大気汚染等環境問題についての取り組み状況を視察する。

(8) 東京都板橋区エコポリスセンター (2月17日)

板橋区は自動車による全国一の大気汚染地域という不名誉を返上するため、「エコ

ポリス」(環境都市)づくりを大きな目標に掲げ、環境政策を積極的に進めている。メタノール車やハイブリッド車等低公害車の普及に始まり、人と環境が共生するエコポリスの実現を目指している。板橋区の環境政策の拠点であるエコポリスセンターを訪問し、その手法を学ぶ。

(9) 武蔵野市 (2月18日)

武蔵野市は、日本で最も人口密度の高い市の一つである。東京都の人口が都心部から郊外に拡散する高度成長期にあつて、武蔵野市はマンション規制や人口抑制を行ってきた。近年は、高齢者を意識した小型コミュニティバス「ムーバス」や子育て支援施設「自由保育園」の開設など、市民参加・市職員参加等によりその最先端の課題に大胆に取り組んでいる。武蔵野市を訪問し、「武蔵野方式」と呼ばれる自治体運営方法を学ぶ。

(10) 真野地区まちづくり推進会 (2月24日)

神戸市長田区の東南に位置する真野地区は、市のまちづくり条例にもとづいて、神戸市と真野地区まちづくり推進会がまちづくり協定を結び、公害問題、緑化推進活動、地域福祉活動など様々な取り組みを住民主導により進めており、阪神淡路大震災後の復興に当たっても大きな役割を果たしている。まちづくり推進会を訪問し、地域としての意思決定プロセス、住民参画のまちづくりについて学ぶ。

(11) 京都市 (2月25日)

日本の古都の歴史を語る古い街並みや史跡を有し、都市景観の配慮に努めながら保全と開発が調和した新しいまちづくりを行っている京都市を訪ね、そのプロセスと手法を学ぶ。

(12) 長浜市(株)黒壁 (2月28日)

滋賀県長浜市は、日本最大の湖である琵琶湖東岸に位置し、長年湖北地方の中心都市として独自の文化圏・経済圏を築いてきた。しかし、近年のモータリゼーションの進展により、中心部の求心力低下、機能低下が顕著となった。長浜市は、かつての勢いを取り戻すため第3セクター(株)黒壁を設立し、地域資源の発掘を通じた魅力あるまちづくりにより、地域の再活性化を図っている。(株)黒壁を訪問し、まちづくり経営の手法を学ぶ。

②チリ国における課題の明確化と必要な対策に関する議論・演習

- (1) 研修員は研修参加に先立ち研修員が所属する組織の役割、活動内容、施策上の課題等をまとめたジョブレポートを準備し、研修の導入部で行うジョブレポート発表会において発表する。ジョブレポート発表に対する、コーディネーター、講師等及び参加者相互からの積極的な意見交換を通じて、チリ国における課題の明確化を行い、その後の研修においてその対策を探る。

- (2) 原則として講義の後にディスカッションの時間を設け、チリ国との比較を行いながら、講義の理解度を深める。
- (3) 講義と事例視察の段落毎に演習を計 3 回行う。演習は、3 グループに分かれ、講義と事例視察の中からテーマを選び、K J 法やロールプレイング手法を用いて、チリ国の課題に対する処理法をまとめ、発表する。その発表に対して、コーディネーター、講師等及び研修員相互からの積極的な意見交換を行い、研修員自身の企画・調整能力を高める。

③アクションプラン作成を通しての業務改善のための企画・調整能力の向上

研修の締めくくりとして、研修員各自がその業務改善に関するアクションプランを作成し、発表する。アクションプランは、短期、中期、長期の 3 段階で作成する。アクションプランの発表に対するコーディネーター、講師等及び研修員相互間での積極的な意見交換を通じて、研修員はそのアクションプランをより内容の濃い実効性の高いものに纏め上げる。この過程を経ることにより研修員はその企画・調整能力を高める。また、このアクションプランは、研修員が実際に職場に復帰後実施に移されるものであり、研修員個人がその能力を高めると同時に、修得した能力を組織のリーダーとして発揮することにより、組織自体の能力向上を図ることに役立てられる。

7) 研修実施体制

本研修コースは、国際協力事業団中部国際センターが所管する。

コース実施の事務手続き及び連絡調整は事業団との委託契約に基づき、(財)名古屋都市センターが担当し、技術研修実施は国際連合地域開発センターが担当する。

8) 研修評価方法

①評価の目的

本研修コースの実施状況を明確に把握するとともに、研修成果の測定、分析を通じて当初目標の達成の成否を明らかにし、改善すべき点について今後の研修に反映させることにより、本コースにおける研修内容の改善を図る。

②評価の方法

(1) 資料による評価

コース終了時に、国際協力事業団所定の様式によるクエスショナアを研修員に提出させ、研修内容に対する研修員の理解の程度等を評価する。併せて、研修日程、内容、コース運営等研修全般についての研修員の感想、意見の記述を求め、それらをもとに研修全般の評価を行う。

(2) 討議・意見交換による評価

コース終了時にエバリュエーション・ミーティングを開き、コース全体についての評価を行う。このミーティングには、国際協力事業団実施担当、受入機関担当、及び研修員が出席し、研修目的とプログラム構成、指導方法、内容の理解度等について協議する。また、コース終了時には、国際協力事業団担当、受入機関担当による反省会を開催する。

4. 総括

チリ国に対しては、JICA 北海道国際センター（札幌）が所管し北海道開発局を主な実施機関とした国別特設「チリ地域開発計画セミナー」を 1994 年度～1998 年度まで実施した。本調査団の滞在中も、多くの調査先において同研修コースに参加した研修員に面会し、様々な説明を受けたがチリ側の「チリ地域開発計画セミナー」に対する評価は極めて高かった。

「チリ都市システム開発」研修は、これを引き継ぐ形でチリ側がテーマを変えて要望してきたものであり、「地域開発セミナー」が都市部、農山村、漁村部をすべて対象とした地域総合開発に係る政策やプロジェクトを主なテーマとしたのに対して、「都市システム開発」は、都市部を中心に、異なったレベルの行政間または自治体間、さらには民間等他セクターと公共部門、という様々な意味の調整に力点を置き、より効率的・効果的な都市行政のあり方実現の支援を目的としている。

チリにおける当該分野の現状、問題点はこれまで 1. - 3. に述べたとおりであるが、チリにおいては基本法令や組織体系の整備、実施体制の設立という第一義的な取り組みは出来上がっており、そのより望ましい運用方法や戦略の策定という、見方によれば非常に高次元レベルの問題を抱えている。

そして研修ニーズとしては、交通や都市環境対策等の個別イシュー的なものと、行政間や各種セクター間の連携や調整のあり方といった組織的なものが抽出されたことから、研修は「交通対策」「都市廃棄物対策」等個別イシューにおける我が国の取り組みを、組織的な視点も含めて紹介し、ワークショップ（ディスカッション等）においてチリへの適用のあり方を議論していく、というスタイルを進めることとしたい。

本調査団は、非常に行き届いたアレンジにより、非常に効率的かつ効果的に調査を実施することが出来た。これはチリ側の熱意と、調査団の目的を的確に把握しアレンジする能力の高さによるものである。

このように高い能力と向学心を持つ研修員を対象とした、高次元ニーズに対応するための研修であるが、我が国の事例をより把握しやすい形態で紹介するとともに、ワークショップに力点を置いた研修を実施することにより、チリ国内の問題を解決するための題材や考え方のヒントを提供し、チリにおけるより望ましい都市行政システムの確立に貢献したい。

付 属 資 料

1. 訪問先面談内容

(1) JICAチリ事務所 (サンティアゴ)

◇ 11月9日 13:00~14:30

◇ 面談者: 所長、担当者

●チリの現状

75万km²、人口約1400万人。東はアンデス、北は砂漠、西、南は海を見、国土の約80%が森林。小国としての危機意識が感じられる。

チリは長期にわたり高度成長を続けてきたが、アジア経済危機の影響等により現在経済不況の状態にあり、重要鉱物資源である銅についても、その埋蔵量は計り知れないものの、価格は頭打ちになっている。2001年頃から状況の好転が予想される。

チリの国民性は、律儀でどちらかという地味であり、日本に通じるものがある。

首都・サンティアゴはいたるところの丘をよけながらつくられた町で、30分も走ればどこかの丘にぶち当たる。こういった地域での一方通行は交通渋滞をまねくと考える。一方通行は、碁盤の目のような道路で初めてその機能を発揮するものであろう。

サンティアゴでは、降雨による低地の浸水が深刻な問題である。

大統領選挙の結果により組閣は一変するが、根底にあるものは引き継がれる。

警察の権限、ステータスは高い。

チリ及びJICA事務所は現在、南南協力の推進を図っている。

(2) 企画協力省 [MIDEPLAN] (サンティアゴ)

◇ 11月10日 9:30~11:40

◇ 面談者: 地方企画部長、地方システム部専門員、国際協力調整員

●チリの地勢及び人口

ペルー国境から約2000kmのサンティアゴを首都とし、北は砂漠地帯で町は少ないながら海岸線に集中している。州都、県都に90%の人口が集中しているのが通例である。南部は農業が盛んで都市が分散傾向にあるものの、それでもなお州都、県都への人口集中率は高い。国内およそ1500万弱の人口はサンティアゴ(500万人都市)圏にその約4割が集中している。

●チリの行政区分

13のregion(州)、50のprovince、341のcommuneから成る。

●成長都市

北部の港町・イキケは、税制優遇措置などにより南米一とも言われる急成長を遂げており、居住者、観光客を含め、絶対数は少ないものの人口が激増している。他にプエルト・モン、テムコも成長都市であり、サンティアゴへの一極集中の次レベルとして、これら州都、県都への人口集中をどのように防ぐかが課題となっている。

●大都市集中を防ぐ3計画とその現実

政府は地方分権化を推進しているが、州都に人口等が集中するという問題が発生してい

る。そこで、大都市集中を防ぐ計画として、

- ①地方都市開発計画（都市間の連携、バランスをとるためのものであるが、実際には機能していない）
- ②インターコミュニケーション計画
- ③コミュニケーション規制計画（コミュニケーション内の規制、統制を図るもので、居住地以外の農地等にも所掌範囲が広がっている）

の3計画が存在する。しかし、計画の近代化にもかかわらず、それを実行する人材の養成が問題となっているのが現状である。

区間の調整はうまくとれておらず、例えばある区が一方通行道路を設けた場合、隣接する区が逆方向に一方通行を指定するといった現象も起き得る。また、ある区が工業団地を境界域に建設する一方で、隣区が住宅地をそれに隣接して造成するといったアンバランスなケースも考えられる。

一般的に、各区が都市計画を提出し、州知事が認可するというシステムになっている。

●都市に共通の問題

- ① 大気汚染（特にサンティアゴ、テムコ、バルパライソ、コピアギ）
- ② ゴミ処理（サンティアゴでは、コスト面などで新しいゴミ捨て場が見つからず、ゴミの上に土をかぶせる繰り返しが行われている。また、小さな町ではゴミは捨てるだけで何の処理も施されていないのが現状である。この点で、日本のゴミ処理、分別収集などは参考になる）
- ③ 汚水処理（サンティアゴには処理場が存在しない。マポチョ川へ直接下水が流れ込み、農業用灌漑に利用される）
- ④ 雨水の排水（舗装道路の弊害として、低地では少量の雨で頻繁に浸水が発生する）
- ⑤ 身障者・高齢者対策（近代的なビルや地下鉄などで着手されつつあるが、実際には法規定はあるものの、予算、技術、経験がネックとなり進んでいないのが現状である）
- ⑥ 州－県－区の縦のコーディネート、土地利用等に係る区内間の横のコーディネートがうまく機能していない
- ⑦ サンティアゴにおける貧富の差（空港付近の区では、未舗装道路の土埃による空中浮遊粒子により、スモッグが深刻な問題となっている。また、地方からサンチャゴへ出てきた人口が、衛生条件の悪い貧民窟を形成した経緯がある。その対策として、大衆的な住宅を廉売するという政策がとられたが、道路の未舗装、通勤手段の未完備などいまだ立ち遅れている）

●研修ニーズ

上記①から⑤のようなテクニカルな面、⑥、⑦のようなソフト面の両面で、日本の事例を学ぶ。（ただし、予算上等制約があるので、同じことがアプライできるとは思わない）

●区の行政とその課題等

各区では、市長、それと並行に市議会が存在し、いずれも直接選挙で選出される。

財源は中央政府。

例えばサンティアゴ首都には 35 の区があるが（首都圏は 50 以上）、選挙で市長が選出されるため、与野党混在し、協議してもなかなか統制がとれないのが現状である。35 区をまとめる長が存在しない理由としては、次期大統領選に影響を与えるほどの莫大な権限の委譲が懸念されることが挙げられている。よって市役所協会の果たすべき役割は重要だと思われる）

区行政において、区間の調整がうまくとれていない例としては、サンティアゴを走るパナメリカンハイウェイ（5号線）についての、公共事業省と約 10 の区間の利害調整が挙げられる。

前述のコミュニケーション規制計画はあるものの、それを認知せずに開発を行うと明らかな矛盾を呈するケースが起き得る。（民間の建築会社や投資家が安い土地を購入して住宅を建売するといった場合、町を造成したままではいいが、実際には下水が引けない、工業団地が隣接するといった、調整不足を露呈する場合がある）

軍事政権時代に地方分権は推進され、現政府もそれを踏襲しているため、首都、地方共、区の権限は増し、自立性が高まっている。（従来、道路、ゴミなどが区の行政分野であったが、現在では、小学校や救急病院なども区の管轄となっている）

●州の行政

州知事は大統領によって任命される。

区の組織と同様、州知事と並行に州議会があり、当該州内各区の市議員が、州議会の議員を間接選挙するというシステムになっている。

また、州政府と並行に、中央政府各省の地方局が存在している。よって、州行政については、国、区双方から十分に影響力が及んでいるのではないかと考えられる。

●県の行政

県政府の役割は、州政府、市役所という上下のヒエラルキーに押されて減少しているのが実態であり、安全面などわずかのサービスに従事している場合が多い。ちなみにサンティアゴには県がない。一方、例外的に、アリカ、バルディビアの両県政府は、伝統的に移民問題などを扱ってきた経緯から、その存在が今なお重要視されている。

(3) チリ市役所協会（サンティアゴ）

◇ 11月10日 15:30~18:30

◇ 面談者：副会長、研修調整員、組織強化担当他計6名

●チリ市役所協会の概要

93年設立。協会への参加は原則自由だが、実際には全国の市役所が参加している。

9人の役員、25人の執行委員（理事）を選出するが、実際には選挙ではなく全会一致で決定される。

各協会員は、予算規模に応じて会費を払っており、同協会は法人ではないが、独立予算を有する。

運営は、市役所の出向職員、予算の範囲内での契約職員、各作業委員会の技術書記（コンサル）としての契約職員、外国のコンサル、大学の支援等で成り立っている。

下部組織として、地域の市役所協会、あるいは、港のある町、観光業の盛んな町など、特定条件下の市役所が集う協会も存在する。

問題点として、各協会の中で、1 市役所、つまり会長を務めるものの市役所がイニシアチブをとらざるを得ないため、負荷が重い。また、寄り合い所帯のため不動産を持たず、今後は協会の法人化が待たれるが、現行の市役所法では、不可能である。

同協会は、政府及び外国諸機関に対してのスポークスマン的な機能を果たすとともに、市役所は区を管理する責任者であるとの見地から、チリのあらゆる市役所を対象とした研修を行い、人材開発に努力を重ねている。

●市役所協会の政策

多様な市役所間のバランスをとるために、同協会は以下6つの政策を掲げている。

- ① 市行政に携わる者（市長、市議員、市役所職員）に対する研修を、学校、コース、ワークショップ方式などで実施
- ② 市役所の組織としての役割の発展（それが国全体の発展につながるという思想に裏づけされている）
- ③ 法案のフォローアップなど法律顧問的役割（国家監査員からの指令に従って市役所法を実施）
- ④ 国内、海外を問わず、市役所運営上のノウハウの移転
- ⑤ 広報活動（会報によるイメージアップ戦略、ムニテルと称される180の市役所間を結ぶインターネットを利用したネットワーク、プレス一般）
- ⑥ 25の作業部会（金融、観光、都市開発、教育、女性など各テーマについて1つの委員会が構成され、長は市長あるいは市議員が務める）

その他、大統領選に向けて、協会として地方分権化を進めようという働きかけを行っている。（選挙キャンペーン時に地方分権は謳われていても、実際政権を握ると反古にされてしまうこともあるため）

●市役所の機能

市役所は法人格、資産を持ち、自立性があり、また、初等、中等教育、健康保険、市民の保安、地区内の土地利用計画など、ここ10年来、今までになかった機能を持ち始めている。市の公共経費の割合は90年の11%から、99年には17%と増加し、GDPに占める市予算の割合も96年には3.67%を数えその後も上昇を続けている。つまり、予算面からも、また機能面からも、国家の権限が市に委譲されてきていることを示している。

3月の法改正（19602号）に伴い、市の機能として、

- ① 市民の安全を図る（予防的側面）
- ② 区内の経済発展（生産部門）に携わる
- ③ 国の法律及び国際法を遵守する（男女同権の推進など）
- ④ 区内の土地利用等

4つを運営する権限が謳われている。

土地利用については、住宅地、農地等、市に利用計画を立てる権限が与えられており、実際には、市役所内土地利用管轄課の顧問（プロフェッショナル）が利用計画を作り、そ

れを州知事が認可する流れとなっている。

また、現行の都市計画及び建設法は、法改正に向け審議が行われており、改正法には、近代生活を営むためのインフラ集中に関する近代的解決策、国家の重要文化財をどうするかといったコンセプトが盛り込まれる予定である。現在、法案審議をするために、コミッションがその法案の説明を行っている。

●市行政に関する問題点

区域内の土地利用目的が未徹底であり、地域開発に対する協調がとれていない。つまり、人間の生活水準向上のためには、教育、経済等様々な要素があり、これを調整するのに戸惑いが生じている。

土地利用については、マクロプラン、テリトリアルプラン、レギュレーションプランと、3段階のプランが必要とされているが、実際にはマスタープランを作成している市は少なく、物質的なものに基づいたミクロプランはあるものの、大局的な見地からの計画ができていない、つまり、社会面、経済面などのソフト分野で矛盾が起こるケースが多い現状にある。

改正法に盛り込まれる問題解決の処方箋として、

- ① 区の特徴を識別できる名物（文化）を回復する（地域の文化的な特徴が失われれば、愛着がなくなり、都市へ移住してしまう）
- ② 土地の潜在的、伝統的な能力、資質を生かす（土地により、潜在的、伝統的な能力があるにもかかわらず、それが反映されていない）
- ③ 総合的な参加（土地利用計画に際しては、技術者のみが携わるのではなく、住民、識者、長老等、縦、横両レベルの参加が不可欠である）

3月の法改正では、マスタープラン、ミクロプランの実施が義務付けられているが、①～③が無視され、事が簡単に進められてしまうことが懸念されている。

3月の法改正により、市の決定に対する省の承認は不必要になったが、実際、これを実施するメカニズムがまだ整っていない。

行政、司法という観点から、憲法に横の関係、調整をとるということは謳われているが、それを司る機関がなく、機能を果たしていない。

●区内の土地利用計画とそれに係る問題点

区内の規制計画について、既存のゾーニング（商業区、居住区等の区別）は旧態然のため、改正していく権限が与えられた。（例えばある区では、30万年前の人口2万人に対する土地利用計画が、50万人となった現在でも現行法として生き続けている）

市議会、市役所がマスタープランを改正できることになっているが、手続きが煩雑で複数の窓口の承認が必要。小都市では自力で行えないような高度な手続きを要することもある（各役所の承認－国家監査員の承認）。が、現在の審議が通ると手続きが簡単になる予定である。

区（市）が土地利用計画を立て、州が承認するという体制、また、同一の問題に対して、各省庁の利害が複雑に交錯しているといった現状から、時間がかかり、成果が上がらない。地方分権化を進めているものの、中央集権体質が残っているため、重複する部分が多い。

現行法では、例えば「道路の舗装について市が管理することになったが、実際には都市計画住宅庁という機関が行っている」といった具合に矛盾が起こることが多いため、法改正にあたっては、これらを調整する横のコーディネートが盛り込まれている。しかし改正法案自体が、未だ中央集権から脱却しておらず、完全なものではない。

●研修ニーズ

- ① 水の管理、運営（地下水の汲み上げ過剰、雨水の処理）
- ② 都市拡張による農地への食い込み（スプロール）
- ③ 都市交通渋滞（自宅、学校、職場間の動き）
- ④ 文化遺産の運営
- ⑤ 人口密度のコントロール（都市のインフラ、ライフライン、交通問題などと絡め、実例を学ぶ）
- ⑥ 都市の発展に伴う公共空間（広場・道路・公園）の変遷
- ⑦ 民間の投資を奨励する政策（都市再開発に対する助成金の有無、また、民間企業がマイナス効果を発揮した場合のペナルティ制度はあるか）
- ⑧ 市と民間企業とのジョイントベンチャー、合弁会社

(4) 第6州企画協力省地方局（ランカウア）

◇ 11月11日 9:30~10:00

◇ 面談者：エネルギー・通信投資解析担当、調査企画担当

●第6州訪問先・サンタクルス市

人口24,000人。農産物の生産地としての伝統が深い。

民間の武器製作会社社長が有する博物館により、この地域の過去と現在を知ることができる。

●JICA 地域開発計画セミナーコース

JICA の地域開発計画セミナーコース（札幌）を受講した上記2名から、以下の感想を得た。

- ・日本とチリの文化の違い、農業関係、産業のインフラに関する政府の補助金システムなどすべてが有用だった。
- ・日本の経験をそのままチリにアプライすることはできないが、別の角度からものを見られたことが役に立った。
- ・問題に対し、いろんな角度から攻撃して解決策を探るプロセス、住民参加のプロセスが勉強になった。

(5) 第6州サンタクルス市役所

◇ 11月11日 11:50~14:00

◇ 面談者：市長他4名

●サンタクルス市の概要

サンティアゴ南約150kmに位置するサンタクルスはコルチャグア県に属しており、7つ

の市と境界を接している。

397.8 k m²、地中海性気候（12.5～17℃）、冬の雨期に雨が集中し、降雨量はサンティアゴの倍で、700～900mm。

人口は約3万人（県の17%、第6州の4.2%にあたる）。うち半数が中心部に集中している。1992～96年の間の人口変動はほとんどない。

昔の行政区分によると、サンタクルスの下には11の郡が管轄下におかれており、諸々の公共事業等その責任は非常に重大だったが、1973年のクーデター後、サンタクルスのレベルは下がり、一コミュン（市）となった。大統領が任命する県知事はよそに移り情勢は変わったが、それでもなお伝統は息づいており、サンタクルス市民のレベルはすばらしく、子供の教育等にも熱心である。

現在、サンタクルス市は固定しており、さらに周辺にスプロールしつつある。

第6州の土壤は、農業に適した地と、西方の灌漑できない海岸地帯の乾燥地（牧場、林業適）に分かれ、乾燥地は土壤の侵食が進んでいることが問題点となっている。

農村部には、穀物、伝統的作物、ぶどう酒用のぶどうなどを生産する集落がある。

市は観光開発を目指しており、その一環として、中央広場の周囲にはコロニアル風の建物を建設するといった規制がある。

サンタクルスは民間の投資力が大きく、それが町の発展に大きく貢献している。（例えば、大財閥の投資による市初のホテルが建設されており、観光をターゲットにしたプロジェクトが進行中である。また、民間投資家がワインの醸造工場を次々と建設したいいわゆるワインロードを作り、サンタクルスを‘ワインの町’として特色付けている。

軍事政権時代に乗り入れていた鉄道は廃止されてしまったが、大財閥、ワイナリーのオーナーが中心となり、醸造工場まで乗り入れる鉄道を復興させようという計画が始まっている。

サンタクルスは中堅の町でありながら、隣接7市の都的性格があり、交通（重）量が多いため、渋滞とともに道路破壊の問題が起こっている。

チリは伝統的に都市集中傾向があるので地方分権が難しい。サンティアゴはもちろん、州都、県都等に人口が集中するので、本当の意味での地方分権には長い道のりが残されている。

●住民参加の開発計画とその問題点

土地利用10年計画などサンタクルスのすべての開発計画は、周辺の郡、市を考慮に入れながら、地方政府の支持を得て進められている。

州政府の承認を受けて計画を進めている土地利用規制計画は30年先まで見越したものであり、新しく住宅が形成されつつあるなど実際に進行している。

開発計画については、国、世界の影響を受けながら、期限、目標が決められている地方開発戦略、いわゆるマスタープランに基づき、各省の地方局とも連携をとって都市開発計画、土地利用規制計画、教育発展計画などを進めるという形になっている。

この開発計画自体は理論的に完璧だが、実際には各機関間の調整がうまくとれていないのが現状である。

コミュニンの計画については、企画協力省地方局で、地方の主要なインフラ整備を達成するための道づくり、すなわち金融の手配などがなされる。住民のニーズは市長、市議会議員を通じて地方局に上げられ、それを反映して実現可能な投資プロジェクトが作り上げられる。

コミュニン開発計画を作成するために地方政府が承認した専門家が契約で雇用されており、7カ月の予定で現在5年先をみた計画の作成にあたっている。

開発計画の作成は、①住民の参加を仰いで意見を聞く、②住民や専門家の意見をもとにその分析結果、歴史に基づいた将来のビジョン、戦略的方針を作成する（それを市議会が承認する）、③より具体的な計画、マトリックスを作成する、の3段階からなる。

第一段階は、都市部、農村部の現状を把握して解析するための部門を、通信、社会、経済の3つのサブに分けて進めている。

解析の諸段階では、現存文献による資料収集、整理を行ったり、地元の識者、要人の意見を聴く、農村の隣組の人などと話をし意見を聴く、ワークショップを開いて各部門の要人を集め討論を行うなどのプロセスが踏まれる。

この解析の目的は、サンタクルスのパラメータ（指標）がどのような傾向をもっているかを探り、将来の発展に結びつく要因になり得るものを見つけて分析、開発計画に反映させることにある。

公共機関、民間15人からなる解析のための住民代表チームを作り、各部門の専門家の意見を聴いた。

開発計画の作成にあたり、住民参加を奨励したにもかかわらず、一般市民の参加が少なかった。その理由としては、初回に幹事を選出すると後は他人任せになる、先を見ない、具体性のない（直接自分に関係ない）プランにあまり興味を示さないというチリの国民性が考えられる。

開発計画を推進するための重要な役割（推進力）として、①市議会のコーディネーション、②協同、協力、③土地の特色（農業地）、風俗を守ると同時に生かす、離村を防ぐために生活環境を整備する、④観光（田舎の雰囲気を守り、ワインを目玉にした観光政策）⑤環境（農村の特色を生かす、汚ければ浄化する）、⑥農業（作物の多様化など中小企業の経営を安定させるための多角化、共同経営）が挙げられる。

開発計画作成の過程で、地元の新聞、ラジオ、テレビなどを通して広報活動を行っている。

計画作成の中心となる契約スタッフの任務は作成段階までで、実施するのは民間、市議会のため、計画と実施が別物といった傾向がある。よって、実際にどの程度計画が実施されているかを評価するフォローアップ、フィードバックの段階が必要だと考えられる。

●研修ニーズ

‘ワインの観光名所’としてのサンタクルス開発計画のため、①観光、②料理、③環境に対する研修が興味深い。

(6) 第1州企画協力省地方局（イキケ）及び地方政府

◇ 11月12日 11:15~18:00

◇ 面談者：第1州企画協力省地方局 第1州企画協力省地方局プロジェクト評価・作成担当者、経済解析・内陸部担当者、住宅省地方局担当者、アリカ市担当者、イキケ市担当者、ピカ市担当者、ポス・アルモンテ担当者等

●第1州の概要（これより企画協力省地方局説明）

第1州は、10のコミューンからなり、面積の割に人口が少なく、人口密度は5.6人/km²（都市部を除く農村部の人口密度は0.5人/km²）。町から町までが遠い。人口の95%が都市部に集中している。（アリカ市人口約19万人、イキケ市人口約18万人）。

アリカは全国レベルで見ると中規模サイズであるが、国境の州であることを考慮に入れた計画が行われている。

アリカとイキケの人口の変遷を見ると、1907年当時、イキケが硝石の町として栄えずでに4万人の人口を有していたのに対し、アリカは0から着実に増加している。元々ペルーとの戦争で獲得した町・アリカは、52年、アリカ開発評議会が自由港を作って工業保護政策をとるなど、政府が国境のための産業政策を打った。その後、60~70年代に人口が伸びている。

イキケは硝石時代、内陸の開発をせず、お金はあっても食料がない、政治的な問題などが制限要素となってきたが、フリーゾーンを作ってから、人口が急速に増加している。

アリカとイキケが同一州に入り、国防上の問題から、国境のアリカではなくイキケが州都となった。

昔は第1州の立地条件が悪いという見方だったが、ここ10年、地球のグローバリゼーションに伴い、南北のみでなく東西の線も重要性を増している。

第1州は3つの大銅山を抱え、日本、カナダなどへも輸出しており、2000年には52万トン（チリ全体の25%）の産出が予想される。

鉱山は高地で労働条件が厳しい。鉱山労働者は出稼ぎという形をとるため、都市人口として計上される。

農業のできる土地はごく限られており、高地では出荷できるほどの生産量はなく、自給用として営まれている。

リャマやアルパカなどの牧畜も行われている。

南部ではニンニク、オレガノ、野菜が栽培されており、北部の高度が低い谷部では、冬出しのオリーブ、トマトなどが栽培され、南で販売されている。

第1州全産業のうち、オアシス農業は2%（農業者18,000人）、鉱業は12%を占める。

農業については、農主の死に伴う複数子への農地分割等による小規模経営（アリカ4.4ha/1農家）のため生産性が上がらないことが問題となっており、その対策として、農牧研究所が、金融、技術支援を行っている。

沿岸漁業民約1500人は、タコ、サザエ、ホタテ貝、カキの養殖などを行っており農業者より収入は高いが、都市部に居住しているためやはり貧困の状態にある。

●チリの開発計画

チリにおける開発計画は、①国レベルの開発政策、都市開発（土地利用）計画、②州レ

ペルの戦略的開発計画、都市開発計画、③市規模の開発計画、土地利用規制計画（プラン・レギュラドール）の3つに大別され、国の基本政策に沿って州規模、そして市規模の施策を進める形がとられている。

ここ 20 年、国の基本方針は完全な開放経済、地方分権化（国の補助の最小化）の下ままとまってきており、持続的な経済発展がすべての基本とされている。

持続的な経済発展につながる要素として、①市場経済に基づく、②市場経済だと富の平等が崩れるおそれがあるので、それを補う社会正義を行う、③資源の合理的な使用、が挙げられる。

州規模の戦略的開発計画は、各州の立地条件、社会的条件が異なるため、各州独自のものとなっている。

●第1州の戦略的開発計画

第1州の戦略的開発計画の大目的は、州を国際的枠組みにはめ込むことである。そのための利点、潜在能力として、①地理的に3つの国（ペルー・ボリビア・アルゼンチン）の国境が近い、②フリーゾーンの経緯から、外国に対する業務提携に経験がある、③グローバル化のための基本的なインフラは整っている、が挙げられる。逆に制限要素、問題点として、①ペルーのタクナが内陸のフリーゾーンになっており、競合している、②急成長によるインフラの不足が予想される、③土地利用区分が不十分である、④麻薬関係の取引が多い、⑤州規模での外国との関係に対する機関、機能が不足している、⑥国境の税関及び警備のコントロールに関するインフラが不十分である、が挙げられる。これらを克服するための州の政策として、①コミュニケーション手段を整備する（港の整備、海運の奨励、通信）、②外貨導入の奨励、③貿易に関する官僚主義を減らす（合理化）、④港及び空港整備の奨励、⑤国境管理の改善、がとられている。

戦略的開発計画の第2の目的は、民間投資の奨励だが、そのための利点、潜在能力として、①鉱山開発、②観光業、③農業、牧畜、④海洋資源、漁業が挙げられる。逆に制限要素、問題点として、①熟練労働力の不足（大卒は人口の8%）、②1次産業の割合が高い（付加価値が低い）、③生産部門に係る研究設備、部門が存在しない、④水資源の不足、⑤都市部への集中により、農村部の発達がのぞめないことが挙げられる。これらを克服するための州の政策として、①民間投資及び民間投資と公共投資の補完関係、②技術開発及び研究の奨励、③新しい特別な目的をもった港の建設の奨励、④道路など港へのアクセスに関する整備の奨励、⑤工業団地の誘致を奨励、⑥技術学校の設置を奨励、⑦太陽電池など非伝統的な発電の奨励がとられている。

戦略的開発計画の第3の目的は、公共的な機能を近代化することで、そのための利点、潜在能力として、①住民の健康状態がよい、②外国業務の経験が豊富、③文盲率が低い（全国値6%に対し、第1州は4%）ことが挙げられる。逆に制限要素、問題点として、①（特に農村部の）市役所職員の能力が低い、②運営能力、適応性が低い、③第1州には3つの県があるが、県間の貧富の差が大きい、④土地利用を決定する規制計画が不十分かつ古い（イキケは20年前のものを現在アップデートしている）、⑤住民のニーズが為政者に伝わらない（相互不信がない）ことが挙げられる。これらを克服するための州の政策として、

①州政府職員に対する研修の奨励、②公共投資の焦点をしぼる（貧困層）、③利益の上がるプロジェクトを優先する、④市役所職員の研修を奨励、⑤中央政府と州政府が協定を結んで計画の作成にあたることを優先する、⑥市民安全の奨励がとられている。特にこのような政策を日本で学びたい。

戦略的開発計画の第4の目的は、貧困の撲滅及び生活の向上で、そのための利点、潜在能力として、①第1州の平均年齢が全国値より低い、②小中学校、大学など教育施設、能力が十分にある、③住民の健康状態がよいことが挙げられる。逆に制限要素、問題点として、①熟練労働力の不足、②ヤミ取引の横行、③農村地域の発展不足、④麻薬常用者が多い、⑤住民とのコミュニケーション不足、⑥第1州の住民の16%が貧困層にある（都市部15%、農村部17%）ことが挙げられる。参考的に、極貧の基準は月収30ドル以下で、これに該当する農村部の人口は5.6%、都市部は3.8%。全国平均からみれば、13州中、5番目に貧しくない。貧困の基準は月収60ドル以下で、第1州の平均月収は400ドルである。これらを克服するために、①住民とのコミュニケーション（公共機関が住民とのコーディネート役を果たす）、②公共投資を重点的に行う、③住民の教育及び研修、④居住区の基本的なインフラ、公共施設の整備、⑤学校及び教育機関の整備の奨励（先生の教育含）、⑥市がまかされた教育を総合的に発展するよう奨励する政策がとられている。

●都市開発計画（これより住宅省地方局説明）

住宅省は、住宅に関する国の政策を打ち立て、土地区分の確立と計画、中低所得層の住宅問題の解決を行っている。

都市集中に関する全国統計によると、毎年1200haが都市に加算されており、アリカ、イキケの都市膨張面積は20~30haである。

国、州、コミュンレベルの基本政策があり、政令31号で謳われている都市開発基本方針には、都市の健全な発展と生活水準の向上を目的とすることが盛り込まれている。

都市計画基本法及び憲法には、民間の活動とそれに対する政府の責任が重要であること、民間の役割とそれを規制する公共機関の役割をバランスよく調和させることが謳われている。

また憲法では、私有財産の保証が謳われており、これら法律、土地利用計画などをツールとして市民活動の裏づけとしている。

政府が受け持つ統制機能は自由主義経済にのっとったものでなければならない。

住宅はある程度の基準、水準を必要とする。

都市開発計画においては、歴史的遺産、有利な立地条件を生かすこと、また、その時点における価値の変数を考慮すべきだということが書かれている。

国レベルの都市開発計画の基本になるのは、国家開発計画、住宅、都市計画に関する一般（基本）法、施行細則である。

州レベルの都市開発計画については、戦略的開発計画がベースとなり、その州の経済発展計画、それに伴う法律、施行細則を取り入れて住宅省地方局が作成し、本省がそれをチェックする。

土地利用区分計画はコミュン単位で行うものだが、国の方針に基づいている。しかし、

州単位ではあまり経験がなく、州政府が計画を立ててもそれは強制できるものではなく、一つの提案に過ぎない場合が多い。

コミューン間の都市計画については、住宅省地方局が作成し、市役所、公共機関に相談する。しかし、今のところ実際には行われていない。

コミューンレベルの都市計画については市役所が作成し、常に更新していくという責任を負っている。

州の社会的発展という目標に準じて、コミューン内の領土が調和をもって発展するよう推進している。

衛生面、安全面なども加味し、住宅、工場、レクリエーション施設、病院などのゾーニングに関する条項も設けられている。

コミューンが都市計画を行うにあたり、住宅地のみでなく、農地なども含まれるようになった。

住宅省の管轄は、国、州、インターコミューンレベルまでで、コミューンレベルには完全に権限を委譲している。

コミューンは都市計画を作成したら住宅省地方局に提出し、評価、コメントを得る。が、地方局に拒否権、否決権はなく、州政府の承認を経て、計画は行われることとなる。

●アリのカの開発計画（これよりアリカ市担当者説明）

19万人都市・アリカでは、土地利用規制計画について、市の工事課が建設に関する監査を行い、農地については農業省、国土院、観光庁、住宅省等からなるコミッティーが決定する。

土地利用規制の中には、建蔽率及び高さなども規定されている。

アリカでは、地方局の同意を得て、津波への警戒及び観光の振興を考慮しながら土地利用規制計画を作成している。

歴史遺産については、国指定のものならその維持費が出るが、市のものならば補助が出ないので傷んでしまうことが多いため、新しい土地利用規制計画では、旧市街を歩行者天国などにして保護しようという内容を盛り込んでいる。

南部は魚粉工場による悪臭など汚染が進んでおり、観光産業と伝統産業の両立に悩んでいる。ハイテクで臭いを消す方法を模索したり、それができない場合には工場を退出させるなどの方法で計画を進めることとしている。

民間の投資を奨励して30年スパンの新しい土地利用規制計画を立てているが、成功の可否は計画を実施する市役所の肩にかかっている。

新土地利用規制計画では、ヒンターランドが太平洋と大西洋をつなぐ町になる可能性を秘めている。具体的には、チリの港を通して大西洋岸への輸出が増大する可能性、交通量の増加が予想されるので、港へのアクセス等道路網の整備、工業団地の建設など30年計画を立てている。

この土地利用規制計画は、1年前に市が作成を完了し住宅省地方局に提出する段階にあるが、30年という長期計画の場合、環境影響評価を付す必要があるため遅れている。

土地利用規制計画は土地利用の規制という一インストルメントであり、実際それが達成

できるかどうかは民間の判断による。

日本での研修内容として、耐震建築を希望する。

●イキケの開発計画（これよりイキケ市担当者説明）

イキケはチリ同様細長い市であり、現在発展しているのは市の30%に足りない地域のみである。硝石時代のヒンターランドが多い。

イキケの町、港は断崖絶壁に囲まれており、地形的には悪条件にある。

フリーゾーンを使つての貿易のみが目玉である。

イキケはこのフリーゾーンなどにより民間の投資熱が増し、昔の土地利用規制計画を維持することができなくなってしまった（現在の計画は1983年当時の政策を基につくられたもの）。急成長の見通しが立たなかったこと、旧来の土地利用規制計画はイキケを工業地域と見たものだったが、現在は観光主体になっていることもその理由である。

これらの問題に対処するために専門家と契約し、解決策を練っている。

イキケは他地域の倍のスピードで人口が増加しており、地価の上昇も激しい。

他地域と異なり砂漠はほとんどが国有地で、それを民間に払い下げないのは維持可能な産業が存在しないためである。

イキケは硝石の積出港として発展してきたので、市民のセンターがないことが問題である。

新土地利用計画では、矛盾を防ぎながら町を調和よく発展させるとともに、ある特定の点に手をつけ、残すべきところは残すという姿勢をとっている。具体的には以下のような計画を考えている。

イキケは1～2階の建物が多いが、それを高層建築にし、人口激増に対応する。

銅山とそれを輸出する港を核として新しい町を作る。

美しい浜辺はリゾート地として開発する。

港に対するアクセスを整備する。

南へのハイウェイを造る。

海岸部での津波に対する警戒。

切り立った山の崩壊に対する警戒。

魚粉工場による汚染問題対策。

エコシステムが脆弱なところに対する処置。

このような土地利用規制計画は、規制のみで投資には関われないが、精神を盛り込むことはできる。

●ポス・アルモンテの開発計画（ここよりポス・アルモンテ担当者説明）

イキケの東、53kmほど高原をのぼったところに位置する標高1500m、14000haの町。中心部に8000～1万世帯が集中している。

新しい土地利用規制計画の作成にあたっては、国土院、住宅省の意見が聴けるような組織を作って、調和のある合同開発計画の作成に貢献したい。

どこにでもある海岸沿いといった特徴のみでなく、温泉、気候、高齢者のためのプールなどここにしかないものを求める観光客が多いことを重視しなければならない。

療養施設、史跡などを巡る冒険的ツアーなど地方の特色を生かす方法を考えることも大切である。

イキケー・ポス・アルモンテーピカというラインで総合的な開発を進めていきたい。

大鉱山に対する業務提供の基地にしたいと考えているが、インフラが未整備のため、まずはその整備を進める必要がある。

●ピカの開発計画（ここよりピカ担当者説明）

人口 2512 人。主要産業は農業、鉱業、観光業。

5～10 年先を見据え、ライフラインの強化、観光資源開発、環境の維持、民間資本の奨励など住民の生活向上を目標としている。

一般市民の参加を図り、健康、公共事業、土地利用、教育、住宅、市民安全、観光など住民のニーズを洗い出すとともに、有利な点、不利な点を明確に識別している。

地域の会合（隣組）を作って参加を促進し、民間の協力体制を強化する。

市民に約束したことが達成されているかを市民側がフォローアップする。

土地利用規制計画を作る上で、どの産業にしぼるのかを洗い出している。（鉱山土地利用の税金が所在市役所に入る仕組みになっており、市役所収入の 25% に当たる）

都市計画にあたっては、ピカというオアシスを観光の中心地として確立すること、天然資源（ポテンシャル）を利用すること、ピカのイメージを強く押し出すこと、サービスの質を上げること、民間投資を奨励すること、観光資源は保存して新しいものの開発を図ることなどが重視されている。

都市計画ツールとしては、コミュン開発計画、市役所の予算、土地利用規制計画が挙げられる。また、住宅省、国土院など他の公共部門との協調関係も重要である。

約 2600 人の人口のうち、70 家族ほどが住宅がなく困っている状態にある。よって、市役所、住宅省地方局、国土院などが協力し、国の土地を提供して基礎的な住宅を造っている。（購入者の積み立て+補助金+住宅を担保にした貸付）

市のニーズ、州のニーズ、国のニーズについて、縦レベルの共同戦線をはって、効率よく把握することが重要だと思われる。

ピカから国境を越えてボリビアに達する道路を生かし、国際的な対策を行いたい。

将来は外国との戦略的同盟で、補完関係を結ぶことを考えている。

実際のところ、各コミュン共通の敵はその閉鎖性にある。

第 1 州は 60% 以上が国有地であるため、国土院が管理業務以外にリゾートを核にした街づくりに参画している。

（7）イキケ市郊外自立建設住宅プロジェクト地、ポス・アルモンテ市、ピカ市視察

◇ 11 月 13 日 9:30～

●イキケ市郊外自立建設住宅プロジェクト地の概要

ピノチェト軍事政権下、人口増により貧民が高台に押し上げられ、ベッドタウンを形成した。

水道管に沿って農業地としても発展し、現在では 40000 人の町となっている。

不法占拠という既成事実を経て、徐々にインフラの整備が進み、ようやく2年前からベッドタウン計画が始まった。

居住者の職場はイキケである場合が多く、自家用車での通勤が一般的である。

将来は工業団地をつくり、魚粉工場などを移転させる計画もあり、いずれイキケの住民がこの高台に出勤する姿も見られる可能性がある。

水源は現在より20年分確保されている。

下水の一次処理水は、地中に浸透している。

都市インフラを整えば、コミュンになる可能性が大きい。

住宅の自力建築を推奨し、家が建ったら個人に土地を与える、台所とトイレといった基礎的な住宅を与え、増築の責任を負わせる政策がとられている。

●ポス・アルモンテの概要

交通の要所、銅山の分岐点、二洋性という点で、今後の発展が予想される。

市の生きる道は、銅山の業務提携にあると考えている。

上下水など基礎インフラの整備を州政府の支援で進めている。

交通の要所であることを利用して、空港を造るなど荷の積み替え基地としてのポテンシャルを生かすことが重要だと思われる。

銅山開発工場が約1万人の就業者を抱えているが、インフラ未整備のため、工業団地とはなっていない。

●ピカの概要

ピカとは‘砂に咲く花’の意。

ピカをクスコのように、観光の名所、拠点とすることを目標としている。そのために、壁画、洞窟などの観光資源を生かし、温泉などの総合的開発を行っている。

土地の使用名目の変更をするには4省からなる合同委員会の許可が必要で、農地を宅地に変えることは農業省の反対により難しい。

観光の目玉となっている鉱泉プールには、1日平均100人が訪れるため、土産物屋などの経営は成り立っている。しかし、民芸品を作る人材がいない。

(8) 第5州企画協力省地方局 (バルパライソ)

◇ 11月15日 10:15~12:00

◇ 面談者：第5州企画協力省地方局長、住宅省地方局担当者、州政府担当 (バルパライソ) 者、セクトラ担当者

●第5州の概要 (企画協力省地方局説明)

7つの県からなる第5州の人口は150万人で、国の10%を数え、GDPもチリ全体の10%を占める。

主要産業はサービス業、農業、商業及び工業、観光。

サンティアゴの吸収力が強く感じられる地域で、交通整備などのBOTにより、一層サンティアゴとの関係が緊密になってきている。(サン・フェリペ、ロス・アンデスはバルパライソよりもサンティアゴに近く、サンティアゴの影響力が特に強くなっている)

東部はアルゼンチンと接しており、その影響力も強い。

バルパライソとビーニャ・デル・マルなど4つの地域がまとまってしまったことが都市問題となっている。

将来的には、パンアメリカンハイウェイの整備をさせて民間に利権を与え、有料道路とする予定である。また、港も民間に利権を渡して工事をを行う予定。

●住宅省地方局が関わる土地利用計画（住宅省地方局担当者説明）

土地使用区分は、次の3つのカテゴリーに分けられる。

①州単位のもので、地方都市開発計画をツールとして、住宅省地方局が作成。地方評議会の承認が必要となる。承認されれば、住宅省の省令により法律化する。しかし、これは方針であってノルマではないため、有名無実のものとなっている。

②インターコミュニカルレベルのもので、ツールはコミュニ間の発展計画。①と異なりノルマがあるため、重要とされている。住宅省の地方局が作成し、州知事が議長を務める地方評議会が承認する。コミュニ間の条例によって法律化する。

③市レベルのもので、ツールは土地利用規制計画。市役所が作成し、市議会が承認。住宅省地方局への提出を経て、州議会の承認を受ける。街と農村の境界を決めることなどが目的となっている。

②は1965年以来、35回改正しており、現在もアップデート中。第4州との境界線を盛り込んでいる。

港、チリの60%の別荘が集中する海岸沿いのコミュニを一貫した総合的な開発計画に盛り込んでいる。

3本の川の流域に約10のコミュニがあるが、その開発についてインターコミュニカル計画で一貫性をもたせる。

●セクトラ [SECTRA] の役割（セクトラ担当者説明）

都市交通を目的に、1985年に企画協力省、通産省、住宅省、公共事業省の4省の大臣が集まって大臣委員会を結成。顧問技術団（セクトラ）を有し、将来を見越した計画を作成している。

94年以降、セクトラの権限は拡張し、その対象は都市間の交通をはじめ、都市計画、港にまで及んでいる。

セクトラはバルパライソ（第1～5州を管轄）、サンティアゴ（第6州と首都圏）、コンセプション（第7～12州）の3カ所に事務所をもっている。

セクトラは、港や空港の利権を民間に渡すなどの成果をあげており、今現在、鉄道の敷設案を策定中である。

セクトラの目的は、都市交通をうまく発展させるという見地のもとに、戦略的に広範囲のシステム全体の勉強をし、次に焦点をしばって将来を見越した計画を立てることにある。

その一環として、①バルパライソ港への新しいアクセス道路をつくる、②内陸からビーニャ・デル・マル、バルパライソまでの幹線道路をもう一つつくること。（既存のものは公共交通手段用とすることによって、自家用車がある程度抑制し、公共交通機関の利用を増やすことが概念となっている）、③地下鉄化によって、土地の有効利用を図るという計

画がなされている。

実行されたプロジェクトとしては、ビーニャ・デル・マルにおいて、65カ所の信号がコンピュータ制御で管理されている例が挙げられる。

●州政府の役割（州政府担当者説明）

92年以降地方分権化が進み、州議会が市から提出される土地利用規制計画の承認、予算の編成・承認などを行っている。

州議会の土地利用区分決定にあたっては、4つの省からなるコミッティーがあり、最終的にその承認が必要となる。

第5州38コミューンのうち、33コミューンが委員会に参加しており、土地利用規制計画の更新を行っている。これは、州の監査員から中央に提出され、条例となるプロセスを経ている。

土地利用区分プロジェクトにあたっては、法的な裏づけ、環境評価、技術を要し、また、あらゆる角度からものを見る必要がある。地元の住民の意見を反映することも重要である。

現在、第5州は法律関係が弱点であり、その道の権威を招聘してワークショップを開き市の工事課長などに対し、研修、教育を行っている。

サンティアゴは首都圏の人口を減らそうという傾向にあるため、第5州はそれに対応し、広範囲で受け入れる態勢をしている。

ラテンアメリカは都市の巨大化が問題で、土地利用区分があるにもかかわらず、その計画に入ったところと、そうでない不法な地域ができてしまうのが問題となっている。

サンティアゴでは、バスの中心部への乗り入れはバスが利権を買っているが、最良の方法ではないと思う。日本では、公共交通機関など都市交通について学びたい。

土地利用規制計画から、よい投資計画へバランスをとりながら発展させることが重要である。

計画ができる前に町が勝手に発展してしまい、計画が後追いの状態になることが多々あるが、何年経っても計画が現状に合致したものであることが望ましい。

ゴミ捨て場、下水処理場、身障者、高齢者向け交通の整備が望まれている。

すべての土地利用計画には環境アセスをつけることになっているが、アセス自体が評価するための評価に陥っており、評価だけが先走ってしまう状態になっている。日本では、どのように評価がなされ、効果をあげているかを学びたい。

(9) 第5州ビーニャ・デル・マル市役所

◇ 11月15日 15:00～17:00

◇ 面談者：計画調整担当者

●ビーニャ・デル・マルの概要

ビーニャ31万強、バルパライソ29万の人口を数え、この2コミューンで、県内の経済活動の68%を占めている。

BOT、テレコンファレンスなどにより、サンティアゴとビーニャ間の短縮が予想される。第5州の現状だけで人口問題を考えるのではなく、一つの都市圏として考えるべき時

である。

保護林である計画外エリアを除き、最大 300 万人が居住できるという見積もりをしている。

低地は旧市街、高台に中産階級が暮らしている。

利用価値のない土地の私有者が貧困層の不法占拠を扇動し、徐々にインフラが整い、地価が上がったところで政府に売却するケースが起きている。

(10) 企画協力省首都圏地方局（サンティアゴ）

◇ 11月16日 9:30~10:30

◇ 面談者：企画協力省首都圏地方局局长

●首都圏地方局の概要と問題点

当局は、地方分権を推進する一機構として省大臣に直属し、州知事にも属している。

仕事の内容は主に

- ①社会投資計画の検討、評価（診療所、学校建設など 50 万ドル平均のもの。大きなものは省が直接担当）
- ②投資計画を補完するという意味で、投資関係機関の調整を行う
- ③実施プロジェクトの最終的な評価をし、省に対して報告することである。

マスタープラン（地方開発戦略）に従って計画を作り、総合的なものではなく単発のものを大局的な見地から見のように仕向けている。

基本方針は、①市民の平等、②経済発展及び生産奨励、③インフラ整備、④生活の質と環境、⑤公共システム及び市政の近代化であり、この5テーマそれぞれに対し、投資計画とその事後評価がある。①では、教育、健康、身障者、人種問題等を含めて計画を立てている。②については、公共投資省、運輸省、首都圏政府間の投資に関するコーディネートをやっている。

民間にどのように刺激を与えるかを盛り込んだ計画を、州レベル、インターコミュニケーションレベルで考えている。

52 コミュニティが新戦略を練っており、州政府からコミュニティへの援助を求めている。

都市の問題としては、ゴミ、水処理、交通、生活水準の向上、ドラッグの追放などが挙げられる。

サンティアゴでは、中小企業が 60% を占め、薄給の彼らに対する技術発展のためのサポートが重要になっている。

州とコミュニティの調整役を果たし、政治的な問題と技術支援のバランスをとっていくことが大切であると同時に、トップダウンのプロセスをボトムアップにしていくことが求められている。

他国に比べ、経済活動、サービスの質は高く、教育改革にも努力を払っている。学校には十分な書籍の供給、インターネットの導入が進み、公共システムは近代化している。

ここ 20 年、厚生関係にも 100% 以上の投資が行われている。

通信手段は 20 年前とほぼ同じ状況のため、巨大なマーケットになり得る。

私企業のコントロール、市民の安全を守るために改革を行わなければならない。

地方政府の努力、役割が、今後の公共システムの近代化にとって不可欠となってくる。

政府を小さくし、民営化を進めるシステムを作ることが大切である。

州政府から地方をサポートするインストルメントがないこと、プロジェクトを評価するツールがないことが問題である。

厚生、教育、ゴミ問題など所掌範囲が広くなりすぎていることも問題である。

(11) サンティアゴ市役所

◇ 11月16日 10:45~12:30

◇ 面談者：市街地部長など4名

●サンティアゴの概要と問題点

首都圏は訪問済みの第6州、1州、5州とは別物で、1つのエリアに35のコミューンが存在、サンティアゴはその要にあたる。

コミューン間の差は大きく、問題も多様化している。

インターコミューンレベルの問題になると、いろんな機関が混在し、問題を複雑にしている傾向がある。

根本的な問題は、土地使用区分が40年前のものになっており、大サンティアゴとしての戦略的開発計画が存在しない。

都市交通、大気汚染等の問題は抱えているが、35区以外に運輸省、公共事業省など40ほどの機関が絡み合っ、斬新な改革、発展が不可能となっている。

コミューンが入り乱れているにもかかわらず、法律上の境界があり、法的にどこの管轄であるかということが不明確である。

ある程度の改善はなされているが、サンティアゴは世界一大気汚染が進んだ都市という汚名を着せられている。

これら問題発生の原因は、サンティアゴの都市計画の誤り、すなわち豊かなコミューンと貧しいコミューンの差を生んだことにあると思われる。都心部の地価が上がると周辺部に貧困層の住宅建設が進み、交通の渋滞、それによる環境汚染という悪循環を引き起こす。地価の上昇に伴う税金、建物に関する税制が不適當で、これが都市の無秩序化を助長している。

●研修ニーズ

市政にはいろんなレベルの人が参加しており、多彩な構造となっているが、日本での研修についても、レベルが異なる者に対する研修は難しいと考える。実際に日本で実施されたプロジェクトを事例に、文化遺産の保存、市の区画の問題など議題をしばり、あまり総花的にならないようにする必要がある。

市政の運営に対して、能力の差が見られ、これを平均化することが求められている。

情報網の差をいかに克服するか。

土地利用規制計画に対する評価をどのように行うか。この計画は、投資計画に結びつく

ものでなければならない。

ただの理論で総花的に終わらないためにも、研修の半分はワークショップとするべきで、日本の事例を学ぶだけでなくチリの事例を紹介し、相互に情報交換することが大切である。

(12) 首都圏州政府 (サンティアゴ)

◇ 11月16日 15:40~18:00

◇ 面談者：首都圏州政府環境部長、住宅省地方局都市プランナー、OTASプロジェクト担当課長

●首都圏州の開発戦略 (住宅省地方局担当者の説明)

2025年までのマスタープランを作成し、2005年、2010年、2015年までの目標を立てている。(2025年にはサンティアゴ1千万都市を想定)

マスタープランの目的は、インターコミュン、コミュンレベルの土地利用区分計画を統制することであり、サンティアゴの人口集中を防いで地方の都市に機能を分散することを目指している。ただし、州レベルのマスタープランは指針であってノルマはない。

市街地が大きくなってしまっていてコミュンの境界の発展が遅れ、居住区のインフラが不十分になっている。

サンティアゴの膨張を防ぐため、60kmほど離れたところに衛星都市を作り、ベッドタウンではなく、すべての機能を備えたものにする必要がある。(現在は5万人だが、将来的には50万人都市の可能性)

バルパライソ、ランカウア、サン・アントニオ、ロス・アンデスの4拠点都市は、5号線、68号線、78号線によりすべてサンティアゴに連結しており、この地域の発展及び中間点の発展を妨げている。

これに対し、衛星都市の発展を図ること、サンティアゴを南北に走る5号線に平行した道を建設すること、バルパライソからロス・アンデスを通してアルゼンチンへ抜ける手段の構築、貨物の流通基点として、サンティアゴを通さないバルパライソ、サン・アントニオを通じての輸出など機能の分散化に係る検討がなされている。

マスタープランにはサンティアゴーバルパライソ間の鉄道など交通網の整備が盛り込まれており、自然、農地の保護がプランの底辺に流れている。

作成中のマスタープランを実行できれば、住民の生活の向上とともに、二洋性をからめたグローバリゼーション化の中で、競争力を高めることができると予想され、国内資本、外国資本の対象となり得る。

●首都圏州の問題点等 (首都圏州政府担当者説明)

サンティアゴ首都圏を囲む環状道路の建設により、サンティアゴを避けて衛星都市を結べば、人口の集中を防ぐことができると考えられる。

メリピージャ、サンティアゴ間を結び9つの駅をもつ鉄道を建設する予定だが、現在法案ができて国会で審議中のため、それがすぐ可決されれば、2002年には実現する予定である。

関係機関が参加して調整を行っているが、民間は法案が承認された後に参加する。

サンティアゴランカウア間は地下鉄連絡の鉄道がある。

マスタープランについては、2年前、首都圏州知事による「その場限りの策ばかりだから、州単位の大局的見地からマスタープランがほしい」という声が契機となり、作成にかかっている。

現在のサンティアゴの大きな問題は大気汚染である。その原因は、①公共交通機関の未発達（地下鉄が未整備でバスが多く、町の構造がバスの数に対応しきれない状況にある。地下鉄の輸送量は80万人/日。70%の労働者は公共交通機関を利用しているが、自家用車が必要な人も多い）②土地の立地条件（平地は首都圏州の15%で、秋冬には大気汚染が厳しい）にあり、それを防ぐ手段として工場やバスのエネルギーを天然ガスに変えるなどの政策が講じられている。

●OTAS プロジェクトの概要（OTAS プロジェクト担当者説明）

95年に州政府が始めたプロジェクトで、環境問題関連の情報を都市計画に盛り込んだり、土地利用区分のための環境維持可能な都市計画の作成のために活動している。

OTASは、社会経済的な観点からの診断、環境面からの診断について、うまくバランスをとり、両方の要素を盛り込んでいる。

維持可能な土地利用区分には、社会文化、環境、経済の3つの要素がある。

当プロジェクトは、①投資、②環境的基本計画、③広報、④参加、⑤調整が5本柱である。

計画の提案を行う初歩の段階として、マスタープランのベースともなる第5、6州を含む首都圏州の地図を作成している。10万分の1の尺度で、基本的な地図、地下水の分布、水質、貯水量、汚染度、農業地などそれぞれに1枚ずつ地図があり、プランの基本となっている。

保全、修復を目的に環境のゾーニングも加えられ、2000年には新しい地図を作って原生植物を保護する地域を地図にのせる予定である。

県知事が会長を務めるOTASは、省庁など22機関が参加しており、現況に評価が入った地図を、土地利用区分の政策を決定する時の参考に資料提供している。

計画の実施にあたっては、法の整備、経済的な要素、人材開発などが問題となっており、そのステップとして、法の完備、土地利用区分に対する評価、ゾーニングをした環境目的、技術的な指示が重要となっている。

(13) 国際協力庁 [AgCI] (サンティアゴ)

◇ 11月17日 9:40~10:30

◇ 面談者：アジア太平洋地域担当コーディネーター

●研修ニーズ

過去の各種研修コースについては、様々なレベルの公的機関について、よいインパクトが得られている。

州政府が自由裁量で使える予算がないなどの理由から、地方分権は理論だけで今のとこ

るあまり実施されていないのが現状である。

研修コースについては、中央機関よりも、州政府レベル、地方政府レベルの人にターゲットを置き、地方の実務能力のレベルをそろえることが望ましい。(各地方が同様のレベルで生き残れるような人材を育成)

12月の大統領選を控え、この研修が現職者の物見遊山的報償に使われることのないよう配慮するが、これには、研修後の企画協力省のフォローアップが重要である。

地方政府の中堅職員はプロフェッショナルであり、かつ政治色も薄いため、研修対象者として適していると思われる。

企画協力省は、現在あまりに多岐に渡る業務を所掌しており、将来的にその改革が予想されている(存在自体が危惧される)。企画協力省がたとえ変わっても、地方政府や各省の地方局などと直接交渉できるような態勢を整えることも求められる。

G Iは12月10日企画協力省締め切り、13～15日の間に国際協力庁を通してJICAへ提出する予定である。

(14) 企画協力省 (サンティアゴ)

◇ 11月17日 10:50～12:00

◇ 地方企画部長、地方システム部専門員、国際協力調整員

● 調査団側からの総括

全体的に非常に理論的なプランニングシステムが確立されており、それをどう実行に移すかが問題であることが認識できた。

サンティアゴ州都への一極集中、それ以外にも都市部への集中が問題となっていることが浮き彫りになり、多様化する州、コミューン間の調整が大切であることが認識できた。

個別の問題としては、

① 交通、大気汚染、ゴミ問題などライフライン上の問題

② 文化遺産、観光資源の開発(地域の魅力をどうしたら出せるか)

③ 都市広域化の管理(土地利用規制計画の重要性)

が挙げられ、これに取り組むにあたり、コミューン間、各省庁間の調整、住民参加が必要となってくる。

● 調査団側からの研修に対する提案

対象者は国、州、地方政府の企画、調整に関わる中堅職員。問題意識をもって日本で学び、帰国後は率先して組織としての能力を高める推進力となることが期待される。

研修中にアクションプランを作成し、帰国後の実施を図る。

研修は、まず日本の地方制度を学び、その後都市問題のうち何らかに焦点を当てて具体的な日本の経験を例にとりながらケーススタディを行うという、講義、議論、フィールドスタディが柱となる。

研修のはじめにジョブレポートによって問題を明確にし、ワークショップでそれを解決、最後にアクションプランを作成する流れをとりたい。

問題が多様化しているのでそれを1回の研修にすべて入れ込むと、すべてが中途半端に

なる恐れがあるため、大気汚染、都市交通などどこかに焦点を当てた方がよいと思われる。

5年間の研修の中で、トピックをどのように配置するか、どのように対象地域を分けるのかが問題となってくる。

●企画協力省側からの研修に対する意見、要望

G I はほとんどチリの要望に沿っており、国、州、コミュンレベル間の垂直レベルの協力、調整が主要題目になると期待される。

日本とチリは経済レベル、文化が異なるが単一国家であり、日本の中央から地方への支援策の経験が役に立つと思われる。

チリではコミュンのレベルになると下から上を見ており、高い角度から見るという観念が欠けている。

各レベル間をうまく調整して、総合的な開発を図ることが大切だと考えられる。

首都が国の中でどのような役割を果たすかを学ぶとともに、G I S についての知識を得る研修を希望したい。チリでは、G I S はまだ土地の利用等に結びついていない。

戦略的な管理、運営にあたっては、様々な関係者間の調整、住民の参加が希求される。

ケーススタディとしては、水処理、ごみ処理、都市交通、高齢者・身障者への配慮を希望する。

日本はグループ活動に大きな成果をあげているため、研修の副産物として、各レベル間の調整、協力を欠かせないチーム活動の精神を学ぶことを期待している。そのツールとしてグループスタディは意義深いと考える。

以上のことから、研修テーマの基本については、①各レベル間の協調、協力によるライフラインの整備、土地利用、高齢者対策など、②市民参加、③チーム活動が最も重要であると考えている。

研修生の選考にあたっては、企画協力省、地方局、市役所協会各レベルで第一次選考をし、企画協力省、国際協力庁、JICA からなる選考委員会で第二次選考を実施する。

中堅のプロフェッショナルを対象にするが、15人の研修生のリーダーとして少し高いレベルの者が参加する可能性がある。

5年の研修コースの配分については、1年目の評価が終わってから2年目以降の戦略を練った方が効率的であると思われるため、初年度はジェネラルな内容とし、次年度以降、この評価結果をもとに問題を明らかにし、より焦点を絞った研修としたい。

各レベル間の情報交換が有用であるため、初年度は国、州、コミュンすべてのレベルの職員を参加させたい。

(15) J I C Aチリ事務所（サンティアゴ）

◇ 11月17日 15:00～15:30

◇ 面談者：所長

●調査結果、企画協力省との研修に係る検討内容の報告

●所長意見、要望等

チリは、日本で研修を受けた者による同窓会も組織されており、研修のインパクトが大

きい。

チリ人は、知的探究心が強く、向学心があり、ミッションへの対応も真剣である。

国としての姿勢自体がリップサービスではなく、実のあるものであるため、今回の研修においてもその成果が期待される。